

平成17年度各省各庁営繕計画書
に関する意見書

国土交通省

序

本意見書は、国家機関の建築物の災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進とを図ることを目的として、「官公庁施設の建設等に関する法律」(昭和26年法律第181号)第9条の規定に基づき各省各庁の長から送付された平成17年度営繕計画書に関し、国土交通大臣の意見を述べたものである。

官庁施設は、国民の豊かで安全な暮らしを支える共有の資産として、親しみやすく、便利で且つ安全であり、それぞれの用途に応じた機能を十分に発揮できるものでなければならない。その整備にあたっては時代とともに変化する多様な国民のニーズに的確に対応していくことが併せて、求められている。

本意見書の総括意見においては我が国における官庁施設整備の基本的考え方とその主要課題、及び、これらの主要課題に対応するための施策を述べた。また、個別意見においては、各省各庁の長から送付された平成17年度営繕計画書に関し、総括意見を踏まえた技術的観点から、「緊急度判定基準」に基づく施設整備の緊急性、及び、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(平成6年12月15日建設省告示第2379号)に基づく計画の妥当性について意見を述べ、併せて、平成15年度における施設整備の現況等調査の分析結果について報告したものである。

各省各庁においては、本意見書における意見を踏まえ、それぞれの施設用途に応じ、適正な水準が確保された官庁施設の整備を推進する必要がある。

平成16年8月

第1部 時代の要請と官庁施設

第1章	官庁施設整備等の基本的考え方	5
1	官庁施設整備等の基本的考え方	5
2	計画的な官庁施設の整備	5
	(1) 営繕計画書に関する意見書制度の的確な運用	
	(2) 官庁施設の整備水準の確保	
	(3) 長期営繕計画に基づく施設整備	
3	官庁施設の保全の適正化	8
4	透明性・効率性の確保	9
第2章	官庁施設整備等における主要課題	10
1	国民のニーズ	10
	(1) 地域社会への寄与	
	(2) 環境への配慮	
	(3) 安全の確保	
	(4) 利用者の利便性の向上	
	(5) 長期的耐用性の確保	
2	官庁営繕行政の透明性・効率性	14
	(1) 施設整備における説明責任（アカウンタビリティ）の確保	
	(2) 入札・契約方式	
	(3) 事業評価による実施過程の透明性の確保	
	(4) コスト縮減の推進と工事の品質の確保	
	(5) 顧客指向	
第3章	主要課題に対するための官庁施設整備等の施策	17
1	国民のニーズに対応する官庁施設整備等の推進	17
	(1) まちづくりへの貢献	
	(2) 景観への配慮	
	(3) グリーン化への取組	
	(4) 地域における防災拠点の形成	
	(5) ユニバーサル社会の実現に寄与する施設整備	
	(6) IT化への対応	
	(7) ストックの有効活用と耐久性の向上	
2	官庁営繕行政の透明性・効率性の一層の確保	22
	(1) 説明責任の向上とコミュニケーション型行政の推進	
	(2) 多様な入札・契約方式の的確な運用	
	(3) PFI事業等への取組	
	(4) 政策評価の導入と事業評価の拡充	
	(5) 総合的なコスト縮減の推進と品質確保	
	(6) 官庁営繕のマネジメント改革の推進	

第2部 官庁施設整備等の推進

第1章 官庁施設整備等の現況	29
第2章 官庁施設整備等の推進	32
1 中央官衙	32
(1) 中央官衙整備の推進	
(2) 平成17年度における事業	
2 合同庁舎	34
(1) 合同庁舎整備の推進	
(2) 平成17年度における事業	
3 一般庁舎等	35
(1) 一般庁舎等整備の推進	
(2) 平成17年度における事業	
(3) 一般庁舎整備計画	
4 機関移転に係る庁舎	37
(1) 機関移転に係る庁舎整備の推進	
(2) 平成17年度における事業	
5 施設特別整備等	37
(1) 施設特別整備等の推進	
(2) 特別修繕	
(3) 合同庁舎特別整備	
(4) 耐震対策等施設整備	
(5) 筑波研究施設特別整備	
(6) 環境対策施設整備	
(7) 高齢者・障害者施策施設整備	
6 官庁施設の保全の適正化の推進	

第3部 官庁営繕行政における基準

第1章 官庁施設の位置、規模及び構造並びに保全に関する基準	45
1 官庁施設の位置、規模及び構造に関する基準	
2 官庁営繕関係基準類の統一化及び技術基準の体系化	
3 営繕計画書の立案等における基準の活用	
4 官庁施設の保全に関する基準	
第2章 技術基準	48
1 新営一般庁舎面積算定基準	
2 新営予算単価	
3 官庁施設の基本的性能基準	
4 官庁施設の総合耐震計画基準	

第1部 平成17年度各省各庁営繕計画書及び意見の概要

第1章	平成17年度各省各庁営繕計画書の概要	55
1	営繕計画書における所要経費の総括	55
2	営繕計画における計画理由の分類	61
3	営繕計画の緊急度別分類	65
第2章	平成17年度各省各庁営繕計画書に対する意見の概要	70
1	官庁施設整備にあたっての留意事項	70
2	新たな行政需要に対応し、地域社会に寄与する官庁施設整備	70
3	既存ストックの有効活用	70
第3章	平成16年度実施施設整備の現況等調査結果の概要	72

第2部 平成17年度各省各庁営繕計画書に対する個別意見

	平成17年度各省各庁営繕計画書に対する個別意見	81
--	-------------------------	----

總括意見

第 1 部

時代の要請と官庁施設

第1章 官庁施設整備等の基本的考え方

1. 官庁施設整備等の基本的考え方

官庁施設は、豊かで安全な暮らしを支える国民共有の資産として、親しみやすく、便利で、且つ、安全なものであり、それぞれの用途に応じた機能を十分に発揮できるようにその整備を進めなければならない。また、膨大なストックとなっている既存の官庁施設については、徹底した有効活用を図らなければならない。

特に、国民生活に密着した様々な官庁施設の整備に当たっては、国民の付託を受けた発注者としての責任を強く認識し、国民への説明責任を果たすとともに、時代とともに変化する多様な国民のニーズに的確に対応し、適正な価格で良質なストックとなる施設づくりを進めていくことが求められている。また、地域と連携したまちづくりへの貢献、地球環境の保全、震災等に対する災害対策、高齢者・障害者等へのバリアフリー施策、高度情報化への対応、施設の長期有効活用のための対策については、重点的にその対応に取り組む必要がある。

こうした考え方に対応するため、各省各庁は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年建設省告示第2379号、最終改正平成16年国土交通省告示第4号）」（以下「官庁施設の位置・規模・構造の基準」という。）に基づき、適正な水準を有する官庁施設の整備を進めるとともに、「官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号、最終改正平成16年法律第67号）」第13条第1項において新たに規定された国土交通大臣が定める「保全の基準」に基づき、官庁施設の適正な保全を継続して行う必要がある。

2. 計画的な官庁施設の整備

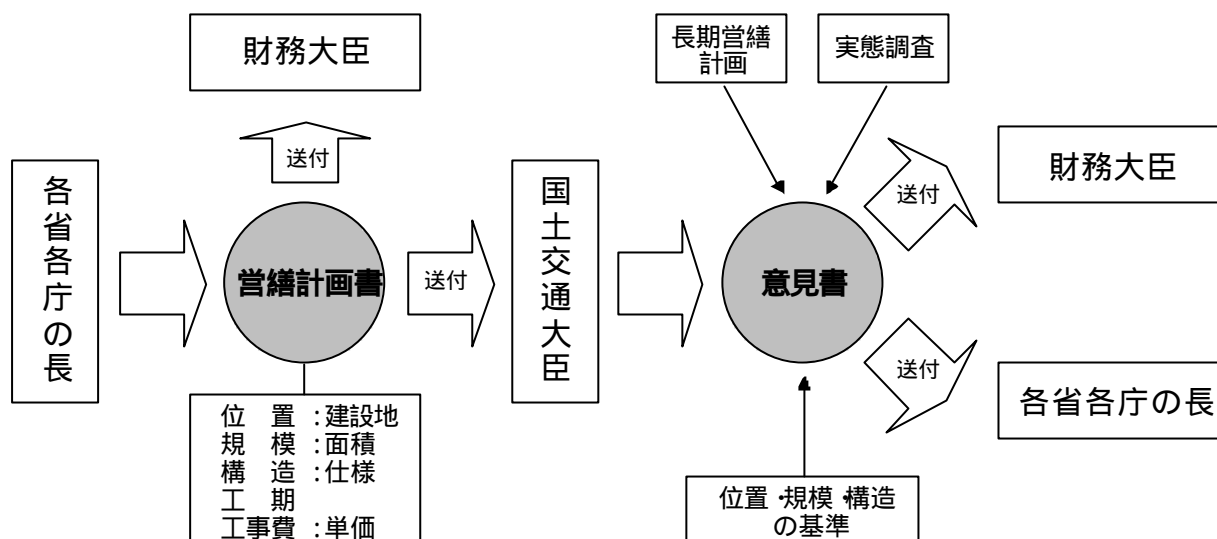
(1) 営繕計画書に関する意見書制度の的確な運用

国土交通省は、国全体として良質で均衡のとれた施設整備に資することを目的として、各省各庁の長から国土交通大臣に送付される営繕計画書に関して、官庁施設の整備と既存施設の有効活用を計画的かつ効率的に実施するために策定した長期営繕計画及び「官庁施設の位置・規模・構造の基準」を踏まえ意見を述べている。今後とも、営繕計画書に関する意見書制度のよりの的確な運用に努め、各省各庁との連携を図り、合理的かつ適正な施設整備を推進する必要がある。

また、緊急性が高く社会的な影響が大きい重要課題については、中央官庁営繕担当課長連絡会議を活用するなど、各省各庁間の緊密な連携のもとに的確な対応を図るものとする。

「官公庁施設の建設等に関する法律」は、平成16年6月2日に改正されたため、本文の記載において、改正前の条文に従うものを「官公法」とし、改正後の記載によるものを「改正官公法」とする。

営繕計画書に関する意見書制度



(2) 官庁施設の整備水準の確保

国土交通省は、各省各庁の施設整備水準の不均衡を解消し、施設規模の適正化及び施設の質的水準の維持・向上を図るため、「官庁施設の位置・規模・構造の基準」を制定するとともに、その具体的な技術基準として新営一般庁舎面積算定基準、新営予算単価等の基準類を体系化し、整備している。これら官庁営繕関係基準類等については、営繕事務の一層の合理化・効率化のため、18の技術基準類及び工事書式類が「統一基準」として決定されている。各省各庁においては、「統一基準」の使用を徹底し、今後とも営繕事務の合理化・効率化を推進することとしている。

適正な施設規模が確保された官庁施設の整備

国土交通省は、官庁施設の適正な施設規模を確保し、一般行政事務の高度化・情報化に対応した執務環境の整備など、官庁施設の質的向上を図るため、規模算出の基準として「新営一般庁舎面積算定基準」を定めている。引き続き、これに基づき所要面積の充足を図るとともに、官庁施設を取り巻く社会情勢の変化に応じた基準の見直しを進め、よりの確な対応を図るものとする。

適正な予算単価に基づく官庁施設の整備

国土交通省は、官庁施設を取り巻く状況等の大きな変化の中で、官庁施設の質的な整備水準を確保するため、「新営予算単価算定用標準庁舎」に基づき、毎年度、公共工事設計労務単価及び資材価格の変動、所要の質的改善に要する単価の変動及びこれまでのコスト縮減の取組の成果を加味して、予算要求単価を算出している。平成17年度においても、引き続き適正な単価の設定を図るものとする。

適正な基準体系に基づく官庁施設の整備

国土交通省は、近年の社会経済情勢の著しい変化に伴い、多様化・高度化した行

政機能に対し、官庁施設の性能や品質を柔軟かつ的確に対応できるものとするため、平成13年6月に「官庁施設の基本的性能基準」を制定した。この基準は、適切な性能と品質を確保した施設整備を実施するため、官庁施設の基本的性能項目とその整備水準を示し、個別基準とともに基準体系を構築している。

(3) 長期営繕計画に基づく施設整備

長期的な展望に立ち良質な官庁施設の整備を計画的に推進するため、官庁施設のうち行政機関の庁舎については、「第四次官庁施設整備10箇年計画」(平成13～22年度)を指針とし、社会経済情勢の変化を踏まえた官庁施設の整備を実施する必要がある。

また、「社会資本整備重点計画(平成15年10月閣議決定)」に基づき、官庁施設のバリアフリー化、防災拠点官庁施設の耐震対策、環境配慮型官庁施設(グリーン庁舎)の整備等に関して、指標に従い整備を実施する。

中央官衙の整備

「東京都市計画一団地(霞が関団地)の官公庁施設」の都市計画は、我が国の行政中枢機能を集中配置し、国際都市としての首都にふさわしい環境と景観を有する一団地とすることを目指してきた。この実現のために「市街地環境の整備の促進のための方策に関する答申 - 中央官衙(霞が関団地)整備計画の基本方針 - 」(昭和51年12月建築審議会答申)に沿い、国会等の移転に関する検討状況を踏まえつつ、長期的な展望に基づく整備を行うものとする。また、平成13年4月の緊急経済対策及び同年6月の都市再生プロジェクト(第一次決定)を受け、PFI手法による中央合同庁舎第7号館の整備を含む既存街区の再開発を推進する。

合同庁舎の整備

官庁施設の集約・合同化は、利用者の利便の向上及び公務の能率増進を図るために有効であるばかりでなく、土地の高度利用及び建設費の節減においても効果的である。また、将来の行政需要の変化に応じた庁舎の使用調整が比較的柔軟に行うことができることから、施設の長期的な活用の点でも有効である。

このため、官庁施設の整備に当たっては、各省各庁との調整を図りつつ、計画的に合同庁舎の整備を推進する。

一般庁舎の整備

業務の内容、立地条件等の制約により、一般庁舎として建設することが適当な施設については、現有施設の老朽・狭あいの進行、敷地条件の変化等の要因を総合的に分析し、緊急性が高いものから計画的に整備を行う。

既存の官庁施設の有効利用を図るための整備

膨大なストックである既存の官庁施設の有効利用を図るため、劣化した機能の回復、様々な要因により低下した執務環境の望ましい水準への改善、行政に求められ

る新しい社会的要請への対応等に必要な修繕・改善を計画的に実施し、良好な施設機能の維持と耐久性の確保を図る必要がある。

特に、耐震安全性の目標に応じた総合的な耐震性能の向上、高齢者・障害者等の円滑な利用に資するバリアフリー化の推進、機能更新の際の環境負荷低減対策等について緊急性の高いものから計画的に整備を進める必要がある。

独立行政法人に移行した機関の施設の整備

平成13年4月以降、独立行政法人に移行した機関の施設整備については、独立行政法人化の趣旨に鑑み、独立行政法人自ら行うことが前提となる。

一方、これらの施設の中には国費を用いて整備されるものもある。このため、官庁施設整備に関する技術基準を活用するなどして、それぞれの機関の特性やニーズに対応した中長期的な整備計画を適切に策定し、計画的、効率的な整備を図ることが望まれる。また、前述した官庁施設整備の基本的考え方に基づき適切な整備水準が確保されることが望まれる。

3 官庁施設の保全の適正化

官庁施設は、良質な社会資本のストックとして、長期間にわたり国民の社会経済活動に有効に活用されることが強く求められている。「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針（平成12年9月閣議決定）」においては、施設の耐久性の向上及び省資源・省エネルギー化を図ることによりライフサイクルコストの低減を図ることとされ、また、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（平成13年6月閣議決定）」においては、「既存ストックの有効活用」を図ることとされている。このため、施設の性能や機能が常に十分発揮されるよう適切な保全を行い、長期的耐用性を確保するとともに、運用段階における維持管理の効率的な執行及びエネルギー使用量や光熱水費の低減を図る必要がある。

平成14年3月、社会資本整備審議会において「官庁施設のストックの有効活用のための保全の指導のあり方」について、保全に関する技術的基準の体系的整理を行うべきとの答申を受けたことを踏まえ、平成16年6月に官公法を改正し、各省各庁による一定の用途及び規模の官庁施設に対する定期点検の義務付け、国土交通省による建築物の各部位及び建築設備の適正に維持すべき状態等を含む統一的な保全の基準を制定すること、及びその基準の実施に関する関係国家機関に対する勧告を新たに規定した。現在、国土交通省において、改正官公法により定期点検が義務付けられる一定の適用対象施設を規定する政令、定期点検の方法、点検周期等を規定する予定の省令及び保全に関する基準（告示）の制定に向けた検討を進めている。さらに、施設管理者等が定期点検を適切に実施できるよう、国土交通省は、点検マニュアル等の整備を行うとともに、官庁施設の施設管理者に対する適切な保全指導及び支援の的確な実施を進めていくこととしている。

4．透明性・効率性の確保

社会経済環境が激変し、低成長社会への本格的な移行により行政分野での投資力が減退している。また、社会の成熟化と多様化する社会ニーズの変化を受け、規制改革が一層強く求められているなど、行政分野に大きな変化が起こっている。さらに、これまで以上に、官民の役割分担の徹底、NPM への指向等の要求が高まっており、顧客指向・成果主義、プロセスを重視する説明責任が強く求められている。このため、行政の一層の効率化、透明化・公平性の確保の重要性はますます高まっている。

官庁施設整備に関しても、行政全般に共通する環境変化に加え、特にストックの有効活用への移行、官民の役割分担（パートナーシップ）の変化、IT技術の進展等、取り巻く環境は大きく変化している。

これらを踏まえ、施設整備部局においては、良質な官庁施設を整備することはもちろんのこと、そのプロセスにおいても、一層の効率化を図るとともに透明化・公平性の確保をより徹底していかなければならない。平成15年3月には、各省各庁において17の官庁営繕関係技術基準類を「統一基準」として決定し、平成16年2月には、さらに1基準の追加を行うとともに、競争参加資格申請手続の一元的な受付や電子入札の統一化に向けた検討に着手したところであるが、このような官庁営繕事務の統一化については、今後とも一層の推進を図っていく必要がある。

NPM (New Public Management) とは、民間企業における経営理念、手法、成功事例などを公共部門に適用し、そのマネジメント能力を高め、効率化・活性化を図るという考え方。

第2章 官庁施設整備等における主要課題

1. 国民のニーズ

(1) 地域社会への寄与

官庁施設は、都市を構成する主要な要素の一つであり、適切な位置に一定のまとまりを持って計画的に整備することにより、利用者の利便及び公務能率の向上に資するものとなる。さらに、地方公共団体との連携の下、地域の特色や創意工夫を活かし、地方公共団体の地域整備計画との整合の図られた整備を推進することは、都市または地方生活圏の拠点の形成、良好な市街地環境の創造に大きく貢献するものである。

一方、広域的な機能配置の取組として、東京一極集中を是正し国土の均衡ある発展を促進するため「多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）」が制定され、国の行政機関等の移転に関する閣議決定された。これを受け、引き続き官庁施設の円滑な移転整備を推進する必要がある。

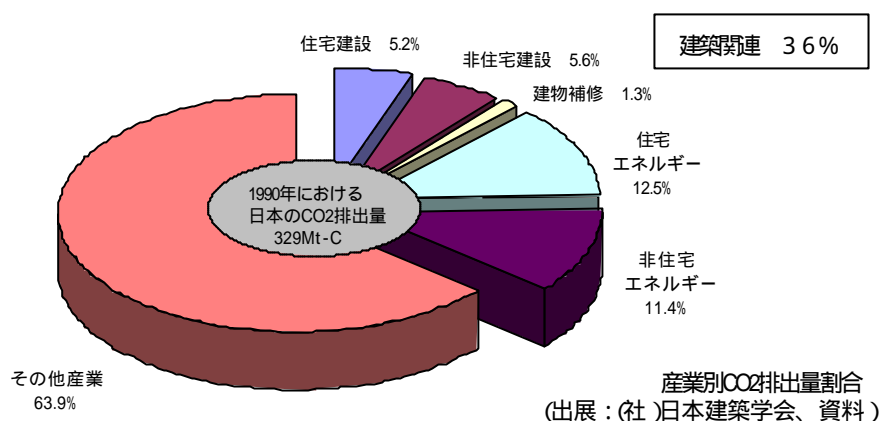
また、近年、観光立国の実現に向けた取組が政府全体として推進され、国土交通省としても「美しい国づくり政策大綱」に基づく施策を展開する中で、平成16年6月には景観緑三法が成立するなど景観への意識が高まっており、官庁施設は都市や地域の景観を構成する主要な要素でもあることから、より良好な景観形成に配慮した施設整備を推進する必要がある。

このような背景のもと、官庁施設の整備に当たっても、景観評価への積極的な取組が求められている。

(2) 環境への配慮

環境問題については、建設副産物の適正処理などの国民生活に近接したものから、ヒートアイランド現象等の都市環境、地球温暖化、オゾン層の破壊などの地球規模の環境保全に至るまで多岐にわたり、その対策を推進することが必要である。

特に、喫緊の課題である地球温暖化対策に関しては、平成9年12月の地球温暖化防止会議京都議定書の採択を受け、平成10年6月に「地球温暖化対策推進大綱」が地球温暖化対策推進本部において決定され、各種対策等が講じられてきたところである。さらに平成14年3月には、同大綱の見直しが行われ、我が国全体での取組をより一層推進していくこととされた。このうち、民生分野については、CO₂排出量を2010年までに1990年度比で2%減とすることを目標とし、我が国のCO₂総排出量の36%を占める建築関連産業においても、様々な対策、施策等が強力に推進されているところである。



このほか、循環型社会の形成を促進するため「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」（以下「グリーン購入法」という。）が制定され、国等の公的機関は率先して、環境物品等への需要の転換を図ることとしている。

また、我が国では、資源利用の約50%を建設資材が占めるとともに、産業廃棄物全体の最終処分量の40%を超える量を建設廃棄物が占めている状況にある。今後、昭和40年代の高度成長期に建設された建築物等が更新の時期を迎えることから建築解体廃棄物等の発生量も増大していくと予測されており、国土交通省では「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」（以下「建設リサイクル法」という。）を定めている。

官庁施設においては、環境負荷の低減に資する技術を積極的に活用した整備を行うとともに、その運用段階における適正な運転・監視によるエネルギー使用量の縮減を図るなど、総合的な環境負荷低減対策を進めていく必要がある。

また、建設リサイクル法の全面施行を受け、これまで以上にリサイクルの推進を図り、総合的な建設副産物対策に関する取組を進める等、省資源、省エネルギー型社会の構築に向け、先導的役割を果たしていくことが重要となっている。

(3) 安全の確保

災害対策基本法に基づき中央防災会議が定める防災基本計画においては、被害が生じた場合に災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがある建築物等について、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とすることが規定されている。また、平成15年5月には中央防災会議において「東海地震大綱」が策定され、同年7月には、東海地震緊急対策方針が閣議決定されることとなり、さらに同年12月には、「東南海・南海地震対策大綱」が中央防災会議においての策定される等、建築物の耐震化への取組等

大規模災害への対策が推進されている。

平成7年1月の阪神・淡路大震災においては、官公庁施設も少なからず被害を受け、通信設備や電源設備の被害、ライフラインの途絶等により、行政サービスの提供のみならず、情報収集・伝達等、保有すべき地震防災機能が発揮できなかった事例も数多くあった。さらに、平成13年3月の芸予地震に続き、平成15年9月の十勝沖地震においても、公共建築物等の天井材等、非構造部材が落下する被害が見られ、総合的な耐震性能の確保の重要性が再認識された。また、急傾斜地等において多発している土砂災害対策、集中豪雨による地下空間浸水対策、都市における土壤汚染対策等、安全の確保に関する新たな課題も生じている。

阪神・淡路大震災の教訓から、地震防災機能を担う国、地方公共団体、公共・公益機関の連携が特に重要であることが認識されており、官庁施設の整備に当たっては、これらの機関等との連携にも配慮した施設づくりに努める必要がある。

(4) 利用者の利便性の向上

我が国では、急速な少子・高齢社会の進展に伴い、高齢者や障害者、子供連れ等を含む全ての人々が自立した社会の一員として参画できる、生き生きとした社会を実現することが重要な課題となっている。

建築分野については「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（平成6年法律第44号）」（以下「ハートビル法」という。）に、また、交通分野については「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）」に基づきバリアフリー化が推進されている。また、平成13年12月には新たな「高齢社会対策大綱」が、平成14年12月には「新障害者基本計画」及び「新障害者プラン」が策定されている。さらに、「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」が制定され、平成16年6月には「バリアフリー化推進要綱」が策定されるなど、高齢者や障害者、子供連れ等を含む全ての人々を対象として、社会のバリアフリー化が推進されている。

一方、平成16年3月に発生した自動回転ドアによる重大事故を契機として、本年6月に「自動回転ドアの事故防止対策に関するガイドライン」が定められた。また、エスカレーターによる事故の発生等、建築物に対する安全性への再認識が生じている。

このため、官庁施設の整備に当たっては、全ての人々が円滑かつ快適に、また安心して施設を利用できるように、ユニバーサルデザインの視点に立ちながら、さらにきめ細かな整備を推進する必要がある。

近年の高度情報化社会の急激な進展は、国民生活の中に様々な形で浸透してきており、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）」（以下「IT基本法」という。）の制定とともに、平成13年1月には「e-Japan戦略」、平成15年7月には、「e-Japan戦略」が策定され、情報通信

技術（IT）を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向けた様々な方策等が示された。特に、行政における情報化への取組として、平成15年7月には「電子政府構築計画」が策定され、平成17年度末までに「利用者本位の行政サービスの提供・予算効率の高い簡素な政府」を実現するための具体的な取組が示された。

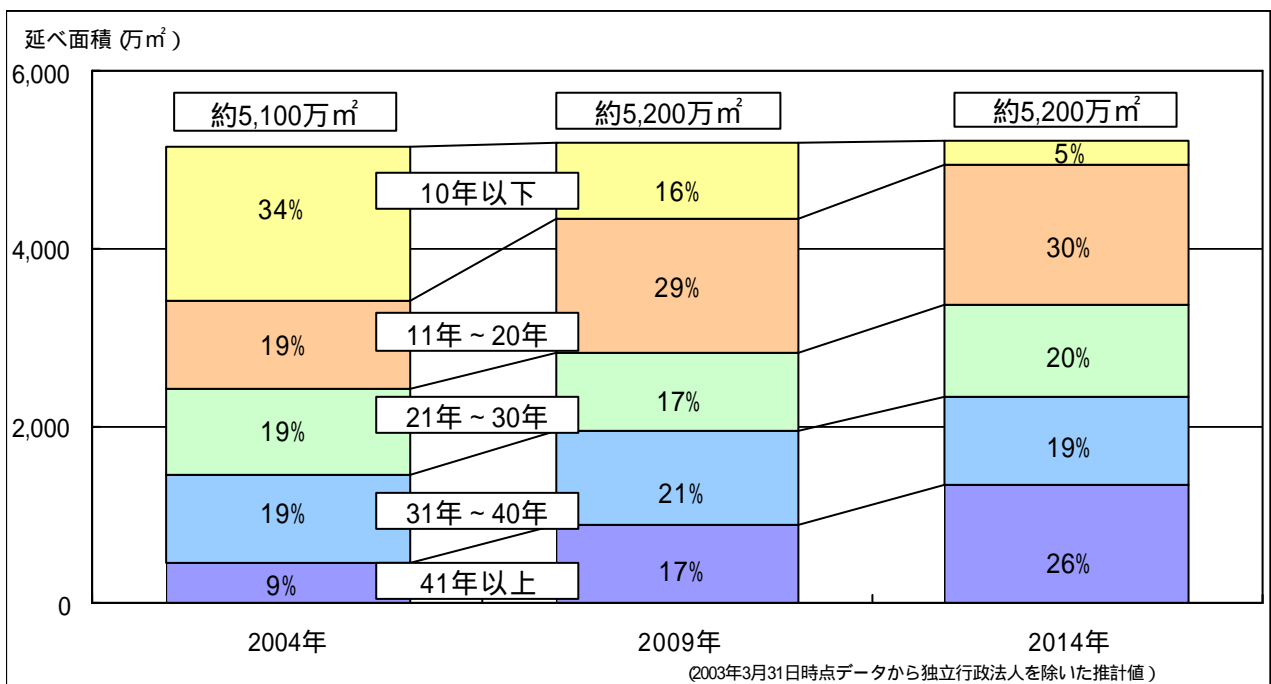
こうした様々な整備ニーズに対応するため、官庁施設の整備に当たっては、執務効率の向上を図り、利用者が快適に行政サービスを受けることができる施設整備を推進する必要がある。

（5）長期的耐用性の確保

社会経済情勢の変化を受け、より効率的な財政投資が一層強く求められている中、今後の社会資本の整備に当たっては、更なる長寿命化を進め、資源の有効利用と環境負荷の低減を図ることが求められている。

膨大なストックを形成している官庁施設は、10年後には建築後30年以上経過した施設が40%を超えると予想される。一方、機能劣化に対する安全性の確保や高度情報化、バリアフリー化など社会的ニーズに対応するための適切な機能改善も行う必要があり、今後、修繕や改善の費用が増加することが予想される。また、ライフサイクルコストの低減や地球温暖化対策の観点からの二酸化炭素排出量抑制等の環境保全に対する取組も重要な課題となっている。

限られた財源や資源を有効に活用するためには、長期間、良好なストックとして活用でき、基本的性能を備えた官庁施設の整備を推進することが必要である。



国家機関の建築物のストックの長寿命化（将来予測）

財務省国有財産情報公開システムデータより推計

2. 官庁営繕行政の透明性・効率性

(1) 施設整備における説明責任（アカウンタビリティ）の確保

社会資本の整備水準の向上と、環境への意識の高まりなど、行政に対する国民のニーズの多様化を背景に、公共事業については、工事の発注に関する批判から大規模プロジェクトの必要性を問う議論に至るまで、国民の厳しい視線が注がれてきた。国民の理解を得ながら社会資本整備を進めていくためには、公共事業の各実施段階を国民に対してさらに説明性の高いものへと改善を図ることとともに、幅広い情報を積極的に国民に提供し共有していくことが必要である。

官庁施設は、施設そのものが国民共有の資産であることはもとより、地域の中核施設として機能することから、整備に当たっては、国民と行政の協働、共創作業であることを認識し、事業実施過程の透明性を高め、国民や地域とコミュニケーションを図りながら、国民と行政の信頼関係をもとに社会的な合意を円滑に形成しつつ整備を推進していく必要がある。

(2) 入札・契約方式

平成6年1月に「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」が策定され、工事における一般競争入札方式及び設計・コンサルティング業務における公募型プロポーザル方式等が導入された。また、平成8年1月に発効したWTO政府調達協定を実施するため、国の物品等又は特定役務の調達手続を定める政令が改正された。平成10年2月には中央建設業審議会において「『建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向性について』～技術と経営に優れた企業が伸びられる透明で競争性の高い競争環境の整備～」が建議され、民間の技術力を活用した多様な入札・契約方式の導入等が示された。

さらに、平成12年11月には「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」（以下「適正化法」という。）が制定され、翌年3月、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以下「適正化指針」という。）が告示され、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るための様々な措置に関するガイドラインとして示された。

官庁施設の整備に当たっても、これらの新たな入札・契約手続の的確な運用により、その透明性、客観性及び競争性の一層の確保を図る必要がある。

また、社会資本の整備に当たっては、民間事業者の創意工夫を活用することの重要性に鑑み、平成13年4月の「緊急経済対策」では、中央官庁の庁舎等について、民間施設と一体的な整備、開発を含めPFI方式の検討に着手することされ、「都市再生プロジェクト（第一・二次決定）」（平成13年6月・8月都市再生本部）により、

中央官庁施設等公共施設等の建設・維持管理等に当たって、民間の資金やノウハウ等を活用したPFI方式を積極的に導入するとされた。

(3) 事業評価による実施過程の透明性の確保

公共事業については、国民からその必要性、効率性に関し厳しい指摘を受けているものもある。公共事業の実施に当たっては、限られた財源を最大限有効に活用する努力を払うとともに、そのプロセスについて透明性を向上し公正さを確保することが公共事業発注者の責務となっている。国土交通省を始めとする公共事業関係省庁は、平成10年3月、公共事業の再評価システムの導入及び新規事業の採択時の費用対効果分析について取りまとめた。さらに、国土交通省では、平成13年7月、官庁営繕事業を含む「その他施設費」に係る新規事業採択時評価及び再評価の実施要領を策定し、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の確保に努めることとした。

一方、「行政機関が行なう政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）」が施行されたことを受け、平成14年4月に、国土交通省では「国土交通省政策評価基本計画」を策定した。政策評価基本計画では、事前評価（政策アセスメント）、業績測定（政策チェックアップ）、プログラム評価（政策レビュー）の3方式の評価に加え、個別公共事業評価及び個別研究開発課題評価についても一層の充実を図ることとなっており、従来の事業評価は、政策評価基本計画における「個別公共事業評価」として位置付けられている。

(4) コスト縮減の推進と工事の品質の確保

公共工事のコスト縮減については、平成9年4月に政府が策定した行動指針に基づき、平成9年度から11年度の3年間で一定の成果を得られたものの、依然として厳しい財政状況の下で引き続き社会資本整備を着実に進めていくことが要請されており、平成12年9月、政府は「公共工事のコスト縮減対策に関する新行動指針」を策定し、新たなコスト縮減施策を進めていくこととした。

しかしながら、効率的に社会資本整備を進めていくためには、これまでに実施してきたコスト縮減施策の定着を図ることに加えて、新たな縮減施策への取組が重要な課題となっている。このため、平成15年度からは、公共事業の全てのプロセスをコストの観点から見直す「コスト構造改革」に取り組むこととしている。

官庁施設の整備においても、コスト縮減に資する諸施策を速やかに実施するとともに、その効果が可及的速やかに得られるよう最大限の努力を行う必要がある。また、今後は、これまでの成果を活かしつつ、持続的かつ発展的にコストの縮減に取り組む必要がある。

一方、公共事業のコスト縮減の推進と競争性の拡大はいずれも工事の品質を確保することが前提であり、公共工事の品質確保は極めて重要な課題となっている。そのた

めには、まず発注者の役割・立場を整理し、発注者と受注者間の責任範囲を明確化することが必要である。国土交通省は、平成10年2月「公共工事の品質確保等の行動指針」を策定し、品質確保に関する諸施策を示した。また、発注者責任研究懇談会において、国、地方公共団体等の発注者は「公正さを確保しつつ良質なものを低廉な価格でタイムリーに調達する責任」を有していること、そしてその責任を果たすための役割等が示された。

官庁施設の整備に当たっても、発注者としての責任を果たしつつ良質なものを調達することが必要である。また、品質確保のため技術者・技能者の技術力の向上、技術研究開発の促進と技術基盤の整備、品質を担保するための方策の整備等が必要である。

(5) 顧客指向

現下の厳しい財政状況において、行財政改革の推進は喫緊の課題であり、営繕事業をこれまで以上に効率的・効果的に推進するためには、各省各庁の枠を越えた関係事業間の連携強化、施設整備水準の統一及び行政手続の統一化等が必要である。

また、膨大なストックとなっている国家機関の建築物全体の有効利用と今後の計画的な整備の推進を図るため、適正な保全の実施、評価及び改善を行うとともに、官庁施設整備に関するデータの体系的な再整理が必要である。

一方、国民共有の資産である官庁施設の整備に際しては、利用者の利便性の向上、職員の公務能率の向上とともに、近隣住民から国民にまで視点を拡大した多様な顧客に対する満足度の向上を図る必要がある。多様な顧客のニーズに的確に応えて整備を行うためには、施設に関する満足度を直接把握し、その成果を施設整備に反映させる必要がある。

効率的・効果的な官庁営繕行政を推進するためには、官庁営繕の本来あるべき姿を再構築し、国民からの付託及び時代の要請に応えつつ常に果たすべき役割を見極め、着実に実施していく必要がある。

第3章 主要課題に対するための官庁施設整備等の施策

1. 国民のニーズに対応する官庁施設整備等の推進

行政サービスに対する国民のニーズは、今後更に高度化・多様化していくことが想定される。各省各庁においては、以下の施策を踏まえ、国民ニーズに、より一層的確に対応した整備を推進するとともに、ゆとりと潤いのある快適な執務環境を有する官庁施設の整備を推進する必要がある。

(1) まちづくりへの貢献

官庁施設の整備に当たっては、利用者の利便の増進や官公庁間の公務連携の効率向上を図るとともに、良好な市街地環境の形成に資するため、また、市町村による地域の特色や創意工夫を活かしたまちづくり計画に基づき、魅力と賑わいのある都市の拠点の形成を図るため、快適で質の高い地域づくり・まちづくりに貢献する整備を推進する。

さらに、地域とのコミュニケーションを図ることで、それぞれの特性やニーズを把握した、地域との連携による官庁施設の整備を推進する。

あわせて、街並みへの配慮、緑化、歴史的建築物の保存・活用等を通じて、地域の歴史的、文化的環境及び自然環境を十分考慮した施設整備を推進する。



歴史的建築物の保存・活用例 (国立国会図書館国際子ども図書館)

一方、国土交通省は、従来から一団地の官公庁施設及びシビックコア地区整備制度を活用した官庁施設の整備を行ってきており、引き続きこれに基づく整備を推進する

とともに、関連する都市整備事業と連携を図りつつ、地方公共団体の施設や民間建築物と総合的・一体的な整備を推進する。

また、国の行政機関等の移転に係る官庁施設の整備に当たっては、国の地方支分部局の集団的移転及びその他の研究・研修機関等の移転の円滑な推進に努め、まちづくりと連携した地域に貢献する施設整備を行う。

(2) 景観への配慮

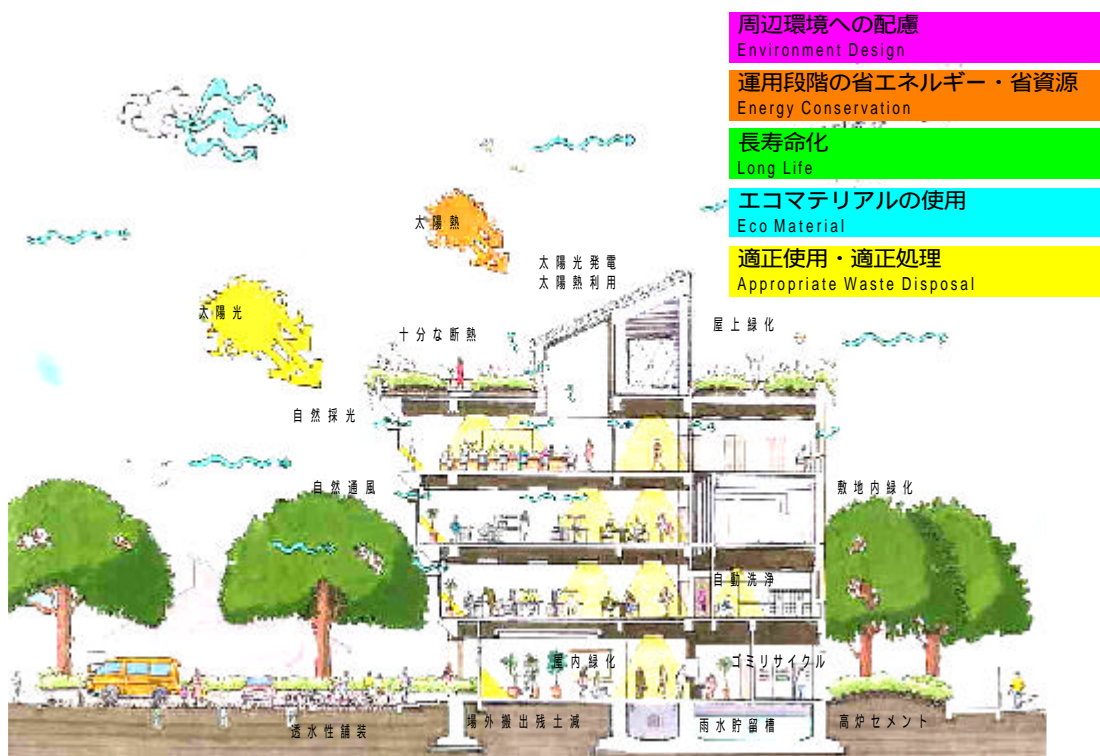
官庁施設の整備に当たって、従来より景観形成に配慮した施設整備を行ってきたところであるが、景観評価により美しい国づくりを推進しようとする気運の高まりを受けて、構想段階から事業完了までの施設整備の各段階において、良好な景観形成への配慮が適切に行われているかどうかの評価を試行し、官庁営繕事業における景観評価の枠組みを検討する。

(3) グリーン化への取組

環境負荷の低減、豊かで快適な環境の創造のため、官庁施設の整備に当たっては、「官庁施設における環境負荷低減プログラム（平成16年7月策定）」（以下「営繕グリーンプログラム」という。）に基づき、官庁施設のライフサイクルの各段階における施策を着実に実施するとともに、その効果を最大限に発揮させるための総合的な環境負荷低減対策を講じる。

特に、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（平成14年7月閣議決定）」の目標として掲げる温室効果ガスの総排出量の削減のための対策について積極的に取り組み、地球温暖化問題への対応を図る。また、環境負荷の少ない建築資材、間伐材等の木材の活用、建設工事におけるリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の推進等により、循環型社会の形成に取り組む。また、雨水排水再利用システムの採用などによる、健全な自然環境の確保・水循環系の構築や、室内における有害化学物質対策、屋上緑化や敷地内緑化の一層の推進などにより、良好な生活環境の形成にも取り組む。

環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）の整備に当たっては、ライフサイクルCO₂排出量を主な指標として、その低減対策を推進するとともに、膨大なストックを抱える既存施設についても、環境配慮診断・改修（グリーン診断・改修）を推進するとともに、営繕グリーンプログラムの周知・徹底を図り、官庁施設の運用管理への指導・支援や各省各庁の施設整備との協働・連携などにより、官庁施設のグリーン化を一層推進する。



グリーン庁舎のイメージ図

(4) 地域における防災拠点の形成

中央防災会議を始めとした近年の地震災害対策の強化の動向等その重要性に鑑み、官庁施設の位置・規模・構造の基準について、平成16年1月、「地震災害に係る位置及び構造に関する規定」等を追加する改正を行い、地震災害対策に係る施設整備の考え方を明確にしている。

官庁施設の整備に当たっては、災害応急対策活動に必要な施設を中心として、災害対策の指揮・情報伝達、救助・医療・消火、避難、危険物貯蔵等、その用途に応じて定められる耐震安全性の目標に合わせて建築物全体としての総合的な耐震性能を確保するよう整備を推進する。

さらに、地震防災機能が確保されていない可能性のある既存施設については、災害応急活動施設を中心として、早期に耐震診断を実施し、施設の防災上の重要度、耐震診断の結果等を考慮して、緊急性の高いものから計画的に必要な補強、改修等を実施する。特に、災害対策活動等を行う官庁施設については、通信設備や電源設備のバックアップ機能等、災害時にも必要な行政機能が発揮できるよう施設を整備する。

なお、平成8年に制定した「官庁施設の総合耐震計画基準」及び「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」に基づく整備を推進する。

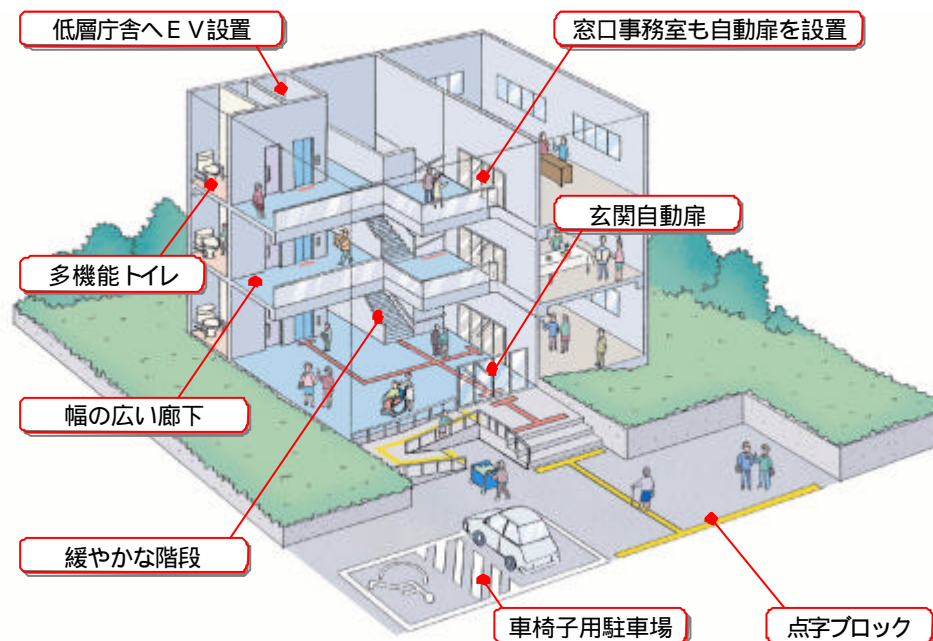


防災機能を備えたシビックコア地区 (高松)

(5) ユニバーサル社会の実現に寄与する施設整備

高齢者、障害者あるいは子供連れ等を含む全ての人が円滑かつ快適に、また安心して施設を利用できるように、官庁施設の整備に当たっては、窓口業務を行う官署の入居している全ての官庁施設について、よりきめ細やかな配慮による窓口業務を行う事務室の出入り口の自動ドア化、多機能トイレの設置等の高度なバリアフリー化を目指した施設の整備を推進する。また、既存官庁施設のバリアフリー化を図るため、窓口業務を行う官署が入居する庁舎へのエレベーター、スロープ等の設置を推進する。

さらに、ユニバーサルデザインの考え方の導入に向けた検討を進めるとともに、シビックコア地区等のまちづくり計画等において、地方公共団体、周辺事業等と連携を図り、バリアフリーに関する整備内容の調整、案内表示の充実等を進める。



(6) IT化への対応

政府の行政情報化推進施策を踏まえつつ、行政サービスの高度化に資するため、官庁施設の整備に当たっては、霞が関WANの活用、情報の大容量化、施設のOAフロア化を含む情報化対応を推進する。

また、情報通信機器の導入を地方出先機関まで可能とするため、執務環境等の整備を行うほか、国民と行政との双方向の情報交換を可能にする行政情報プラザの整備を推進する。

(7) ストックの有効活用と耐久性の向上

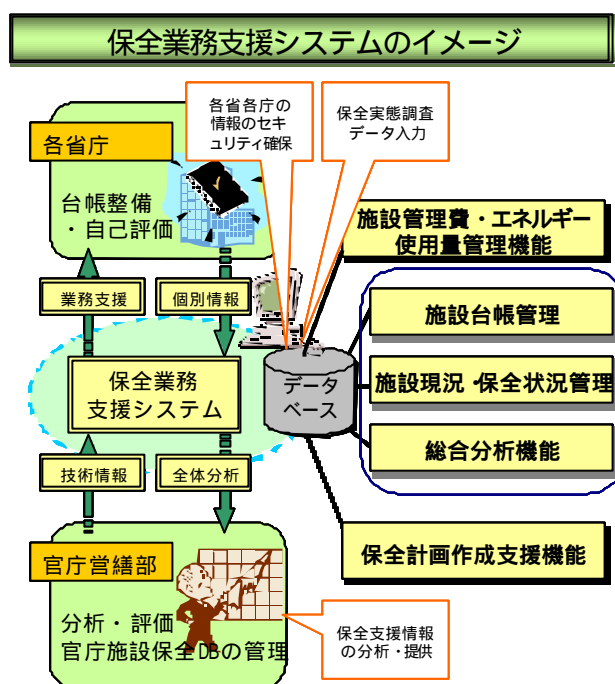
官庁施設の整備に当たっては、既存施設を可能な限り有効活用しつつ、必要な性能を確保することが重要である。このため、官庁施設の機能劣化への適切な対処を図るとともに、防災機能の確保、環境負荷低減、高度情報化、バリアフリー化等の社会的ニーズに対応した機能更新を行う必要がある。さらに、既存施設の一層の有効活用を図っていくため、既存施設の用途変更・用途変換（コンバージョン）の手法を確立し、推進する必要がある。

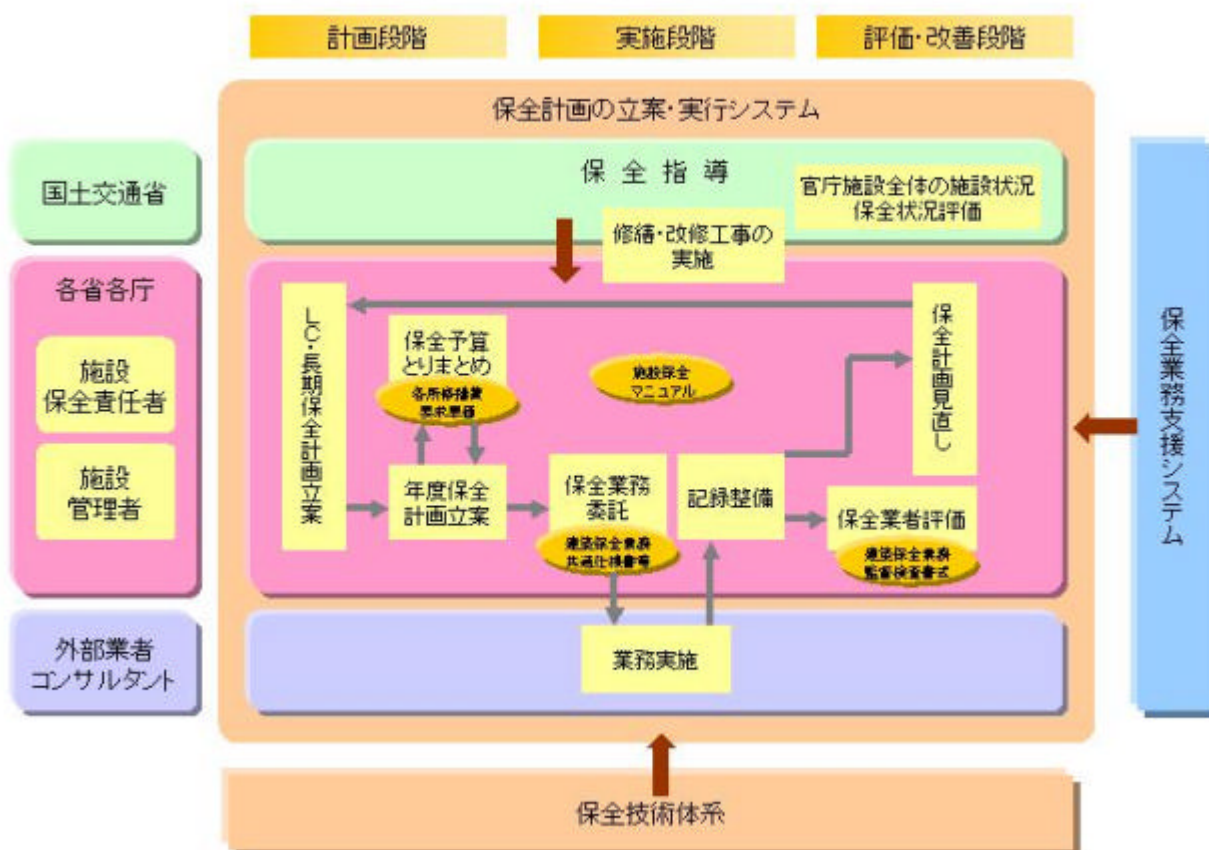
また、老朽化等で修繕による対応が困難なもので新嘗による整備を行う場合にあっても、社会情勢・行政ニーズの変化、

情報通信機器の導入に伴う施設の利用状況の変化、執務機能等を支援する設備機器・配管等の機能の劣化による更新等、建築及び設備のそれぞれの特性に応じた計画的な改修・改善（リノベーション）に配慮した長期的耐用性を有する施設の整備が必要である。

さらに、保全に関する評価等を施設整備に的確にフィードバックする方策の充実等、保全と施設整備の連携を強化する必要がある。

国土交通省は、官庁施設の膨大なストックの有効活用を図るため、今後、保全の適正化・効率化に必要な基準類の整備と支援体制の充実を推進する。また、保全計画の立案、保全の実施、保全実施状況の評価、改善という保全のマネジメントサイクルの確立を強力に支援するために、ITを活用した保全業務支援システムの構築を推進する。





2. 官庁営繕行政の透明性・効率性の一層の確保

(1) 説明責任の向上とコミュニケーション型行政の推進

官庁施設の整備に当たっては、国民及び利用者、地域住民への説明責任を向上させ、実施過程の透明性を高めた施設整備を推進する。また、必要に応じ、整備内容について国民または利用者から意見を聴き、適切に反映させる手法について検討を進める。

国土交通省では、「公共事業のアカウンタビリティ向上委員会」を設置（平成10年9月）し、「公共工事の説明責任（アカウンタビリティ）向上行動指針」（平成11年2月）において、公共事業の実施を国民から託された国土交通省が説明責任を向上させていくための考え方を、情報の共有化とコミュニケーションの推進、社会資本に関する論点の明確化と臨機に対応、及び全てのプロセスにおける評価の明確化、並びに公共調達への不断の改革継続の4点に整理し、具体的な改善方策を示した。また、行政の透明性の向上と対話を重視し、社会資本整備を国民との協働、共創作業として展開していくコミュニケーション型国土行政を体系的かつ積極的に推進することを目的として、平成11年1月に「コミュニケーション型国土行政の創造に向けて」を決定し、公表した。官庁施設の整備に当たっても、これらを踏まえ、説明責任の向上とコミュニケーション型行政を積極的に推進する。

(2) 多様な入札・契約方式の的確な運用

入札・契約制度の改革に伴い増大する入札・契約手続、工事監督業務及び検査業務の円滑な実施を図るとともに、入札における透明性・公平性・競争性の確保のために、積算数量の公開、予定価格及びその積算内訳の事後公表を引き続き実施する。さらに、電子入札を全面導入するとともに、総合的なCALS/ECの実現に向けた検討を進めることとする。

入札契約手続については、総合評価落札方式等、多様な入札方式の試行を通じ、技術力を重視した入札方式の検討を進めるとともに、入札参加者の適正な選定のため、技術審査を的確に運用することとする。また、基準類の国際化への対応等、建設市場の国際化に係る所要の施策を引き続き適切に講ずることとする。

さらに、平成14年3月の「公共工事の入札契約のより一層の適正化に向けて」に基づき、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」の徹底とフォローアップ、入札契約制度に係る運用改善、不良・不適格業者の排除等の方策を実施し、発注者としての責任を果たすこととする。

(3) PFI事業等への取組

社会資本の整備に当たっては、民間投資の誘発・活用や都市の再生が課題となっている。こうした状況の下、大都市圏において、民間施設と一体となって都市拠点を形成するような官庁施設の整備については、原則として民間の資金、経営能力等のノウハウを活用したPFI方式を導入することとする。

また、建築物の省エネルギーに関する包括的なサービスを提供するESCO事業の仕組みを、官庁施設における環境負荷低減のための手法の一つとして位置付けるよう、事業対象の選定方法、適用できる技術の選定、効果測定や検証方法等について検討を行い、事業手法の構築を図る必要がある。

(4) 政策評価の導入と事業評価の拡充

政策評価については、真に国民の立場に立ったものとし、評価結果を活用した顧客重視・成果重視のマネジメントを体系的に確立するため、的確に行うこととする。官庁営繕事業においては、政策評価基本計画における「業績測定（政策チェックアップ）」に掲げられた政策目標達成のための施策の推進及び「個別公共事業評価」の実施に取り組んでいる。

政策チェックアップにおいては、国土交通省の政策目標である「地震・火災による被害の軽減」及び「バリアフリー社会の実現」を達成するため、防災拠点官庁施設の耐震化及び官庁施設のバリアフリー化を推進している。

一方、個別公共事業評価においては、官庁営繕事業の事業評価（新規事業採択時評価、再評価、事業評価）を導入しており、事業評価結果を公表することによって、国

民への説明責任を果たすとともに、今後の事業の推進に適切にフィードバックを図ることとしている。この事業評価については、平成15年12月に、従来の「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価実施細目」及び「官庁営繕事業に係る再評価実施要領細目」の改定を行うとともに、平成12年度からの試行を踏まえた「官庁営繕事業に係る事後評価実施要領細目」を新たに策定し、平成15年度から事後評価の導入を行っている。

今後は、これらの新たな実施要領に基づき、費用対効果分析を含む事業の効果と、従来の事業の緊急性、計画の妥当性と併せた総合的な新規事業採択時評価の実施とともに、施設の完成後一定期間が経過したものについて、所期の効果が表れているかを検討する事後評価を実施する。また、事業採択後一定期間経過後で未着工の事業や長期にわたる事業等を対象に事業の再評価を行い、その評価結果に基づき必要な事業の見直しを行う。

(5) 総合的なコスト縮減の推進と品質確保

官庁施設の整備における建設コストについては、これまでの縮減方策を踏まえ、社会性、環境保全性、安全性、機能性、経済性等の官庁施設が本来備えるべき性能及び品質を確保しつつコスト縮減を推進する。今後は、これまで実施してきたコスト縮減施策の定着、新たなコスト縮減施策の推進及び工事コストの低減だけでなく、工事の時間的効率性の向上、工事における品質の向上によるライフサイクルコストの低減等を含む総合的なコスト縮減を図ることとする。

国土交通省は、コスト縮減や性能向上に有効な設計VEを一層推進するとともに、入札時VE及び契約後VE等の試行、工事の平準化等の方策を推進する。積算についても、ユニットプライス型積算方式の検討、市場単価方式の拡大、資材単価等調査方法の検討に加え、統一化された積算関連基準類の所要の改定、営繕積算システムの機能拡充及び利用拡大を引き続き実施し、合理化・効率化を図る。

一方、国土交通省は、各省各庁における基準の標準化、統一化により作成された省庁共通規格及び「公共建築工事標準仕様書」等を踏まえ、総合的な品質確保に資する技術基準類の所要の改訂を行う。また、官庁施設の一層の品質確保のため、ISO9000の認証を取得している請負者の品質管理手法を有効に活用するとともに、電子情報を有効に活用するためCALS/ECの導入促進を図る。このほか、工事監理業務の適切な履行の確保を目的として制定された建築工事監理業務委託契約書及び同共通仕様書の適切な運用を図ることとする。

また、建設工事現場においては、若年労働者の不足と作業員の高齢化が深刻な問題となりつつある。官庁施設の整備に当たっては、施工合理化工法や施工新技術の活用を進めるとともに、優秀な技術者を現場に導入するため、資格制度の有効活用を図ることとする。

(6) 官庁営繕のマネジメント改革の推進

顧客の視点に立ち、良質な官庁施設及びサービスを提供し、営繕業務の効率的かつ効果的实施を推進するため、各省各庁の連携のもと官庁施設の整備水準等の設定及び実施に関する技術基準類等の統一化をより一層推進する。

また、官庁施設の整備に当たっては、設計業務等を民間に委託し民間活力の活用を図るための所要額の確保や委託業者の選定及び評価手法の確立等必要な措置を講ずるとともに、入札・契約の適正化を図るための統一的・整合的な取組として、発注者相互の連絡、協調体制の強化が必要である。このため、中央官庁営繕担当課長連絡会議等を活用し、連携の強化に努めることとする。

一方、顧客指向を推進するために、職員、一般利用者、地域住民等を対象にした施設に関する顧客満足度調査を実施し、施設整備の企画・設計段階へのフィードバックを図ることとする。

このほか、施設の維持管理に際しては官庁施設を常に良好な状態に保ち、良質な行政サービスを提供する必要があることから、計画的な保全の実施のための施設管理者に対する適切な保全指導及び支援体制の整備を行うこととする。

第 2 部

官庁施設整備等の推進

第1章 官庁施設整備等の現況

行政財産としての建築物の総延べ面積は、平成16年4月末推計で、約5,106万㎡に上っている。国土交通省では、これら国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設について、「官公法」第9条の規定に基づき、各省各庁の長から送付された営繕計画書に関し、国土交通大臣より意見を述べている。

これら官庁施設について意見を述べるためには、官庁施設全体の現状を把握する必要があるが、国土交通省では、現時点においては、このうち官公法第9条の2の規定により、その営繕を国土交通大臣が行うものとされている施設を中心に官庁建物実態調査を実施している。これにより官庁施設の実態把握を行い、各省各庁の長から送付された営繕計画書に関し、技術的観点から施設整備の緊急性及び計画の妥当性について意見を述べるための基礎資料等としている。今後は、官庁施設全体について、より適切に意見を述べるため基礎資料の整備を図る必要があり、官庁施設全体に対する官庁建物実態調査を充実させる必要がある。

平成15年度の官庁建物実態調査（平成16年3月31日現在）の結果は次のとおりである。

調査実施施設の総延べ面積は、10,725,156㎡である（表2.1.1）。総延べ面積を所有区分別にみると、国有建築物の総延べ面積は10,383,904㎡で、全体の96.8%を占めている。一方、公有及び民有建築物の借用面積は341,252㎡となっている。

以下、国有建築物10,383,904㎡について分析を行う。

（1）庁舎形態別（表2.1.1）

中央合同庁舎、地方合同庁舎及び港湾合同庁舎の総延べ面積は3,103,088㎡である。

（2）不燃化（表2.1.1、表2.1.2、表2.1.3）

非木造建築物の総延べ面積は10,334,760㎡、木造建築物の総延べ面積は49,144㎡であり、不燃率は99.5%となる。ただし、建物種類別でみると、倉庫・書庫が不燃率90%を下回っている。

（3）建築年次別（図2.1.1）

経過年数30年を超えた施設は、3,401,475㎡、総延べ面積の32.8%を占めている。

（4）老朽度別（図2.1.2、図2.1.3）

非木造建築物の老朽度の目安となる現存率について、80以下の建築物の割合をみると、昭和63年度に38.0%であったものが、平成15年度には、54.8%まで増加している。各省別でみると、現存率80以下の建築物の占める割合が高いのは、財務省、法務省、国土交通省で、いずれも15%を超えている。また、これらに内閣府、厚生労働省、農林水産省を加えた1府5省で全体の約92%を占めている。

表 2 . 1 . 1 各省別公民借率・不燃率及び合同庁舎面積

(単位:㎡)

項目 各省別	延面積 A	所 有 区 分			構 造 別 (国 有)			合 同 ・ 単 独 別 (国 有)	
		国有面積 B	公民借面積 C	公民借率 C / A	非木造 D	木 造 E	不燃率 D / B	合同庁舎 F	単独庁舎 G
内 閣	54,608	54,608	0	0.0	54,566	42	99.9	30,832	23,776
内 閣 府	1,790,272	1,564,934	225,338	12.6	1,546,585	18,349	98.8	242,994	1,321,940
総 務 省	329,099	329,099	0	0.0	329,081	18	100.0	149,238	179,861
法 務 省	2,039,145	2,027,148	11,997	0.6	2,019,605	7,543	99.6	715,826	1,311,322
外 務 省	100,273	100,166	107	0.1	100,166	0	100.0	0	100,166
財 務 省	2,267,895	2,226,931	40,964	1.8	2,224,662	2,269	99.9	651,313	1,575,618
文 部 科 学 省	119,790	119,711	79	0.1	119,270	441	99.6	524	119,187
厚 生 労 働 省	1,556,378	1,506,690	49,688	3.2	1,504,052	2,638	99.8	357,250	1,149,440
農 林 水 産 省	619,418	615,307	4,111	0.7	612,692	2,615	99.6	300,583	314,724
経 済 産 業 省	265,715	265,391	324	0.1	265,391	0	100.0	57,133	208,258
国 土 交 通 省	1,510,246	1,502,257	7,989	0.5	1,491,459	10,798	99.3	578,045	924,212
環 境 省	72,317	71,662	655	0.9	67,231	4,431	93.8	19,350	52,312
計	10,725,156	10,383,904	341,252	3.2	10,334,760	49,144	99.5	3,103,088	7,280,816

表 2 . 1 . 2 用途別不燃率

(単位:㎡)

用途別 項目	国有面積 A	構 造 別		不燃率(%) B / A
		非木造 B	木 造 C	
本 省	1,235,636	1,233,214	2,422	99.8
附 属 機 関	229,970	222,779	7,191	96.9
1 次 出 先 機 関	1,374,658	1,373,636	1,022	99.9
2 次 出 先 機 関	1,410,539	1,407,618	2,921	99.8
3 次 出 先 機 関	2,687,324	2,680,338	6,986	99.7
4 次 出 先 機 関	886,241	883,931	2,310	99.7
検 査 指 導 機 関	167,866	167,238	628	99.6
試 験 研 究 機 関	338,363	336,287	2,076	99.4
教 育 研 修 機 関	1,474,220	1,460,245	13,975	99.1
そ の 他	579,087	569,474	9,613	98.3
計	10,383,904	10,334,760	49,144	99.5

表 2 . 1 . 3 種類別不燃率

(単位:㎡)

種類別 項目	国有面積 A	構 造 別		不燃率(%) B / A
		非木造 B	木 造 C	
庁 舎	7,883,294	7,875,023	8,271	99.9
附 属 棟	288,548	276,250	12,298	95.7
倉 庫 ・ 書 庫	115,836	103,347	12,489	89.2
車 庫	254,042	252,086	1,956	99.2
校 舎	534,467	530,420	4,047	99.2
宿 舎	769,660	767,994	1,666	99.8
実 験 棟	166,452	165,091	1,361	99.2
工 場	40,131	38,331	1,800	95.5
特 殊	161,202	158,897	2,305	98.6
そ の 他	170,272	167,321	2,951	98.3
計	10,383,904	10,334,760	49,144	99.5

図2.1.1 建築年次別総延べ面積(国有)
約1,038万㎡/平成16年3月末現在

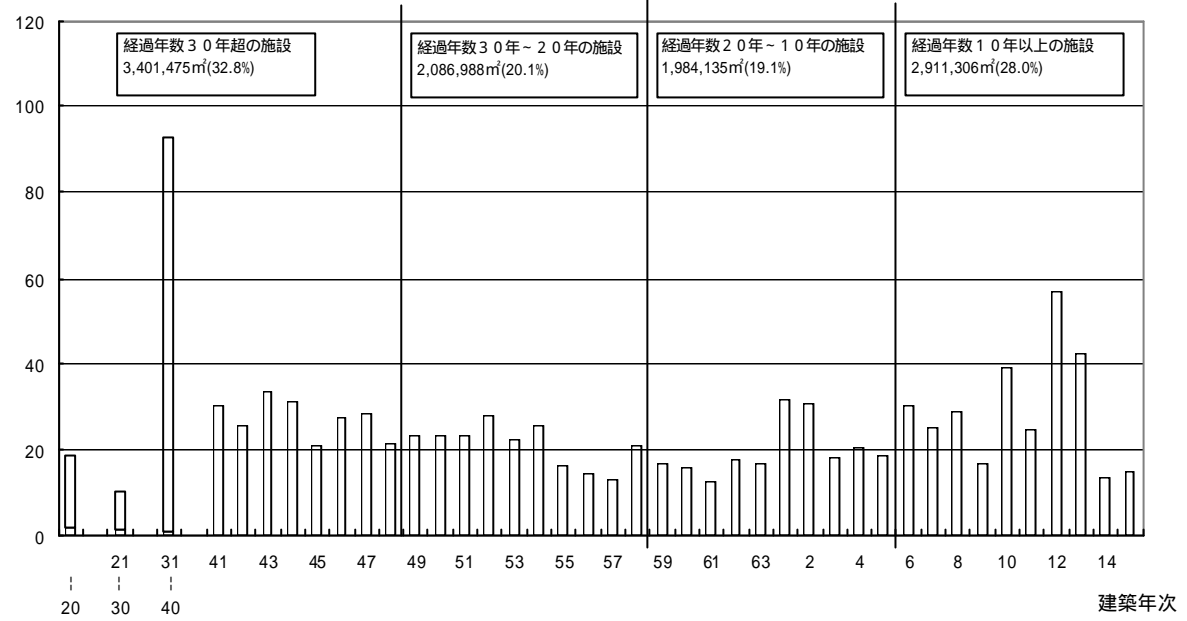


図2.1.2 非木造建築物(国有)現存率別面積構成
(*現存率調査未実施のものは除く)

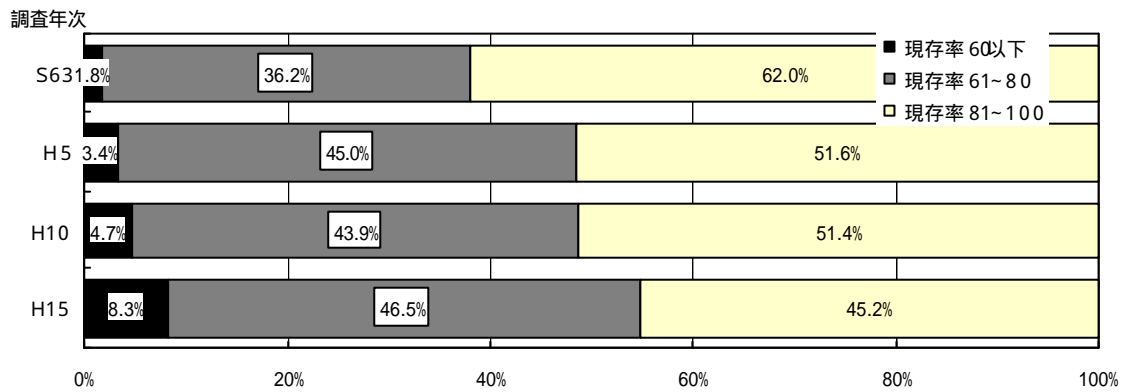
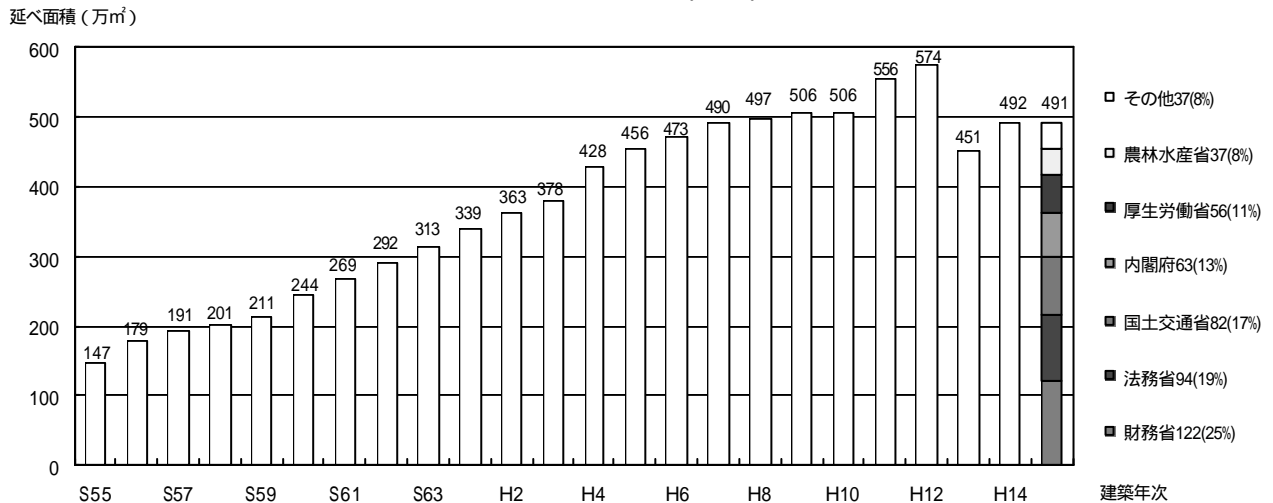


図2.1.3 老朽建築物延べ面積(国有)の推移



第2章 官庁施設整備等の推進

1 中央官衙

(1) 中央官衙整備の推進

霞が関を中心とする中央官衙地区は、都心枢要部に位置しており、国政の中核機構をそれぞれの機能に応じて適切に配置、整備するとともに、首都の中心地区にふさわしい環境、景観を持つ地区として整備するため、「東京都市計画一団地（霞が関団地）の官公庁施設」として都市計画決定（昭和33年12月23日建設省告示第2254号）され、その後、数次の都市計画の変更を経て現在に至っている（表2.2.1）。なお、最終変更は、平成16年3月1日に実施し、主に一団地の境界線及び一部容積率の変更等を行っている。

同都市計画は、防衛庁、宮内庁等立地条件から霞が関団地内に立地することが適切でないものを除く全ての中央官庁を集約し、原則として、立法、司法、行政の各ブロックごとにまとめて配置し、国民の利便と公務の能率増進に資するとともに、都市環境の整備を図ろうとするものである。

表2.2.1 東京都市計画一団地（霞が関団地）の官公庁施設

名 称	霞が関団地一団地の官公庁施設	公共施設の配置の方針	道路等の整備に当たっては、人と車の動線は原則として分離し、歩行者の安全で快適な通行に留意する。また、皇居、日比谷公園との関係を考慮しつつ、環境保全のための有効かつ十分な緑地を生み出す。
位 置	千代田区霞が関一丁目、霞が関二丁目、霞が関三丁目、永田町一丁目、永田町二丁目及び隼町各地内		
面 積	約103ha	建築物の配置の方針	全域にわたり効果的なオープンスペースを確保する。また、施設の高さについては、施設相互の関連、皇居及び国会議事堂との関係に留意し、調和のとれた都市景観を創造する。
建築物の建ぺい率の限度	10分の5 (詳細略)		
建築物の容積率の限度	10分の50 (詳細略)		

本地区においては、国会議事堂や最高裁判所のほか中央合同庁舎6施設や各省各庁の庁舎等が整備されているが、一部の施設において老朽、狭あい及び施設の分散が生じている。これらを解消するため、中央官衙整備計画を踏まえ施設整備を推進する必要がある。また、団地内の公有地及び民有地については、施設整備の進捗に合わせて関係機関による取得が進められてきたが、平成16年8月現在、約6,000㎡残っており（表2.2.2）、これらの土地について、施設整備の円滑な実施を図る上からも取得を進めていく必要がある。

表 2. 2. 2 霞が関団地内民有地状況

(単位：㎡)

	国土交通省	衆議院	参議院	文部科学省	合計
民有地面積	1,616	2,789	171	1,404	5,980

(平成16年8月1日現在)

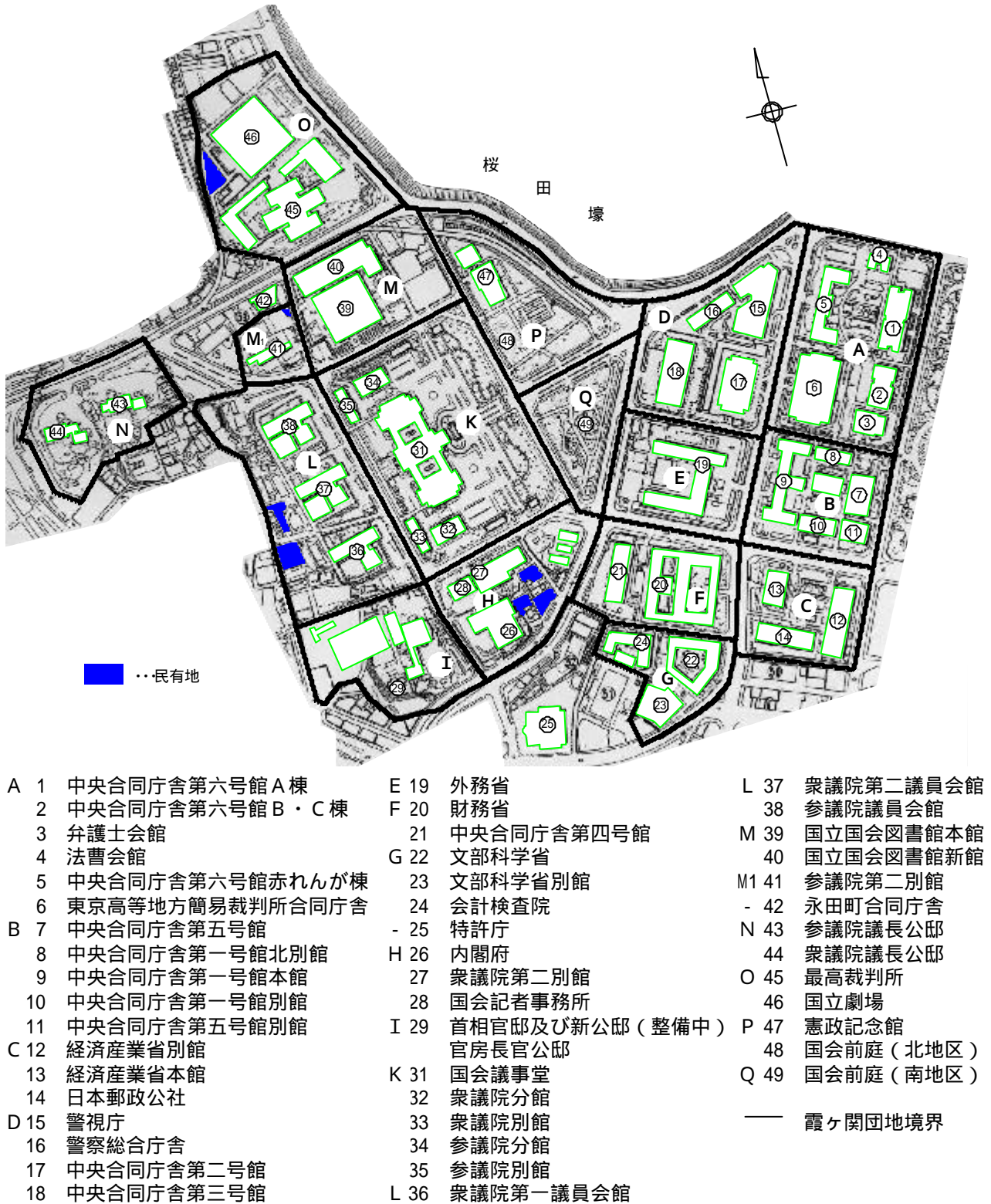


図 2. 2. 1 霞が関団地の官公庁施設現況図

(2) 平成17年度における事業

平成17年度は、都市再生プロジェクトである中央合同庁舎第7号館（文部科学省・会計検査院・金融庁）において、PFI方式を活用し、民間施設と合築し整備を進める。

なお、本整備事業を実現するため、かかる街区全体の都市計画として、既存の特定街区が廃止され、新たに再開発等促進区を定める地区計画及び一団地の官公庁施設の変更等が、平成16年3月になされた。

2. 合同庁舎

(1) 合同庁舎整備の推進

国土交通省は、「官公庁施設の建設等に関する法律」第6条の規定に基づき、国民の利便と公務能率の増進、土地の高度利用及び建築経費の節減のため、庁舎を合同して建設する「合同庁舎」の整備を「官庁施設整備10箇年計画」に基づき、重点的に推進している。

これまで、地方合同庁舎のうち第1次出先機関（地方ブロック単位）及び第2次出先機関（県単位）を対象とするもの並びに港湾合同庁舎のうち特定重要港湾及び重要港湾に係る機関を対象とするものの整備を進めてきたところであるが、今後は地方都市等における第3次出先機関を対象とする地方合同庁舎等の整備を推進するとともに、経年による老朽化及び行政需要の変化に伴う狭あい化等が著しい既存の合同庁舎について、所要の整備を進める必要がある。

なお、合同庁舎は地方生活圈等の地域における中核的施設であり、一団地の官公庁施設の都市計画及びシビックコア地区整備制度の活用等を通じて、地域の活性化、良好な市街地環境の整備に積極的に貢献していく必要がある。

(2) 平成17年度における事業

地方合同庁舎

地方合同庁舎の建設は、転用及び廃止庁舎を除くと、平成15年度末までに241施設、約2,150千㎡が完成した。平成16年度末までに旭川（期）、七尾第2及び中部空港の各地方合同庁舎が完成する予定である。

平成17年度には、工事継続中の下館、新潟第2、木津及び高松の各地方合同庁舎の整備を引き続き実施する。

また、都市再生プロジェクトである九段第3合同庁舎においては、PFI方式を活用し、千代田区役所本庁舎と合築し整備を進める。

港湾合同庁舎

港湾合同庁舎の建設は、転用及び廃止庁舎を除くと、平成15年度末までに98施設、約386千㎡が完成した。平成17年度には、工事継続中の花咲港湾合同庁

舎の整備を引き続き実施する。

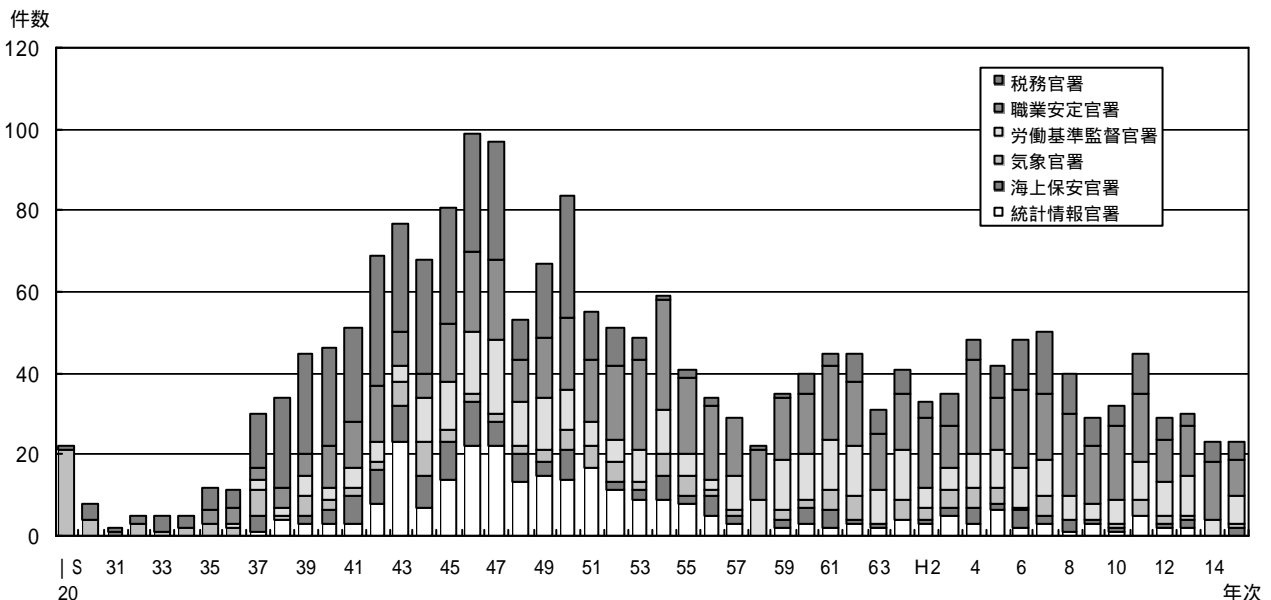
3 一般庁舎等

(1) 一般庁舎等整備の推進

国家機関の建築物においては、業務の内容、立地条件等の制約により、一般庁舎として建設することが適当な施設について、緊急性の高いものから整備が行われている。具体的には、新規の行政需要への対応、機構改革に伴う庁舎の整備、借用施設の返還、老朽が著しい場合の建て替え及び狭あいが著しい場合の所要面積の確保等を計画的に推進する必要がある。

特に、昭和30年代以前に整備された施設のうち、老朽、狭あい、施設の不備等により業務及び行政サービスに支障を来し、改善を要する施設があり、また、昭和40年代に大幅な整備が実施された施設（図2.2.2、図2.2.3参照）について、施設改善需要が顕在化してきている。このため、当面建て替えを行わないものについては、施設の機能を維持するための的確な修繕の実施とともに長期的視点に立った計画的な建て替え整備が必要である。

図2.2.2 全国に出先を持つ主な機関の施設の建設年度別件数



全国に出先を持つ機関の施設について、現状を分析すると次のとおりとなる。

ア．一般会計施設（税務署、統計・情報センター、海上保安署、気象台等）

一般会計施設は、戦前に建設された6気象台を始めとする老朽化の著しい施設が残っているほか、昭和30年代後半から昭和40年代にかけて、年間約30署ずつ整備された税務署など、大幅に建設が実施された施設においても、老朽化が

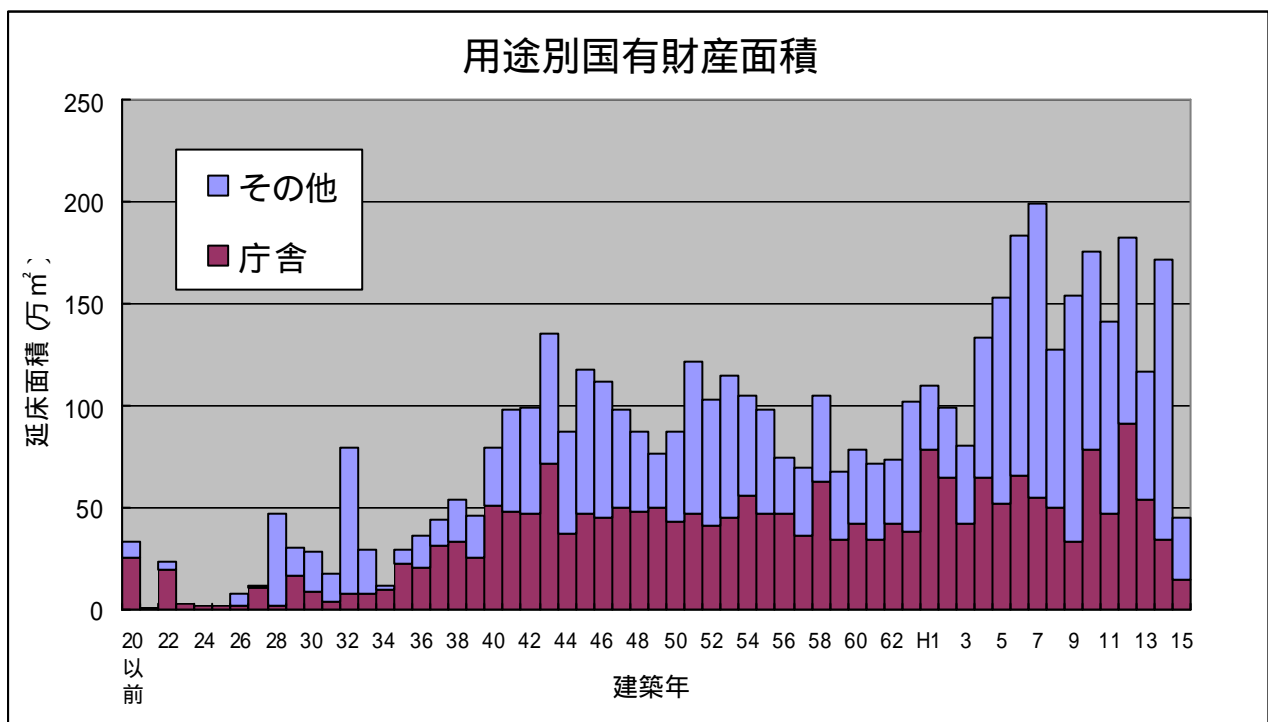
進みつつある。今後、計画的に、これらの施設の改修及び建て替え整備を進める必要がある。

イ．特別会計施設（法務局、労働基準監督署、公共職業安定所等）

特別会計施設は、一般会計施設と同じく、昭和40年代に大幅に整備された施設において、老朽化が進みつつある。これらの施設の改修及び建て替えによる整備を進める必要がある。

防衛施設、行刑施設等の庁舎以外の施設においては、昭和40年代後半までに整備されたものも多く、老朽化、施設の不備等により、求められる機能への対応が困難となる施設について、所要の整備を進める必要がある。

図2.2.3 用途別国有財産面積



(注) 財務省国有財産情報公開システムデータより2003年3月末を基準に算定
(独立行政法人を除いた推計値)
築年不明はグラフ上から削除(用途不明のものは、その他に分類)

(2) 平成17年度における事業

平成17年度には、施設新営工事を継続中の約250施設(病院、収容施設及び防衛庁の施設を含む)の整備が引き続き実施され、そのうち、PFI方式により15施設の整備が行われる予定である。

施設の改修のための平成17年度各省各庁の計画額は約1,250億円にのぼり、既存施設の有効活用の観点から適切な修繕の実施が必要である。

(3) 一般庁舎整備計画

「第四次官庁施設整備10箇年計画」によれば、平成13年度以降10年間において、一般庁舎の建て替え等に伴い必要と見込まれる整備面積は166万㎡である。

新規の行政需要に対応した施設及び機構改革に伴い必要な施設の整備量の中長期見通しを立てることは容易ではないが、参考までに一般会計で過去数年の営繕計画書から、計画理由が新規の事案（継続事案のうち、当初計画理由が新規の事案を含む。）を集計したものを表2.2.5に掲げる。

表2.2.5 新規事業等に伴う一般庁舎整備計画

(単位：百万円)

年度 省庁名	H10	H11	H13	H14	H15	H16	H17
国会	12,619	10,808	8,342	5,328	764	765	-
最高裁判所	-	-	700	1,264	-	-	-
内閣及び人事院	-	-	8,924	-	-	-	-
内閣府	-	-	-	6,189	13,475	6,623	1,928
財務省	1,028	403	-	-	-	615	1,484
文部科学省	9,966	6,535	898	9,230	11,866	7,245	9,159
厚生労働省	5,387	1,424	4,888	7,750	3,293	2,122	573
農林水産省	-	-	-	-	524	428	179
経済産業省	2,355	-	-	-	-	241	
国土交通省	2,336	526	-	539	1,448	2,708	170
環境省	1,639	-	-	30	2,527	1,247	827
合計	35,330	19,696	23,752	30,330	33,897	21,994	14,321

(注) 特定国有財産整備特別会計以外の特別会計は除く。

4 機関移転に係る庁舎

(1) 機関移転に係る庁舎整備の推進

昭和63年1月に国の機関等移転推進連絡会議の設置について閣議決定され、同年7月に多極分散型国土形成促進法第4条第1項及び第2項の規定に基づき、国の機関等の移転に関する基本方針及び移転対象機関が閣議決定された。さらに、平成元年8月には国の機関等移転推進連絡会議において、移転対象機関の移転先地等が取りまとめられた。

移転対象機関76機関11部隊（現在では組織の廃止、統合等により70機関11部隊）のうち、62機関11部隊（国土交通省が整備したさいたま新都心合同庁舎をはじめとする29機関）については既に移転のための施設整備が完了した。また、国土交通省において、立川市へ移転する独立行政法人国立国語研究所の施設整備が平成16年度中に完了する予定である。

今後とも円滑な移転を図るための施設整備を推進する。

(2) 平成17年度における事業

平成17年度においては、各省各庁担当分（日本学術会議、国立医薬品食品衛生研究所）について引き続き整備を進める必要がある。

5 施設特別整備等

(1) 施設特別整備等の推進

施設特別整備は、官庁施設の適切な機能更新と有効活用を図るため、国土交通省が計画的かつ一元的に実施する官庁施設の修繕及び改善のための事業であり、特別修繕、合同庁舎特別整備、筑波研究施設特別整備、耐震対策等施設整備、高齢者・身障者施策施設整備、環境対策施設整備（環境負荷低減化対策、構内緑化等外部環境改善及び執務環境改善）により構成される。

各省各庁から国土交通省に要求される特別修繕及び合同庁舎特別整備の計画額は予算額とはかなり乖離しており（図2.2.4参照）、官庁施設の機能を適切に維持していくためには、今後、適正な施設特別整備費を確保し計画的に整備を推進する必要がある。

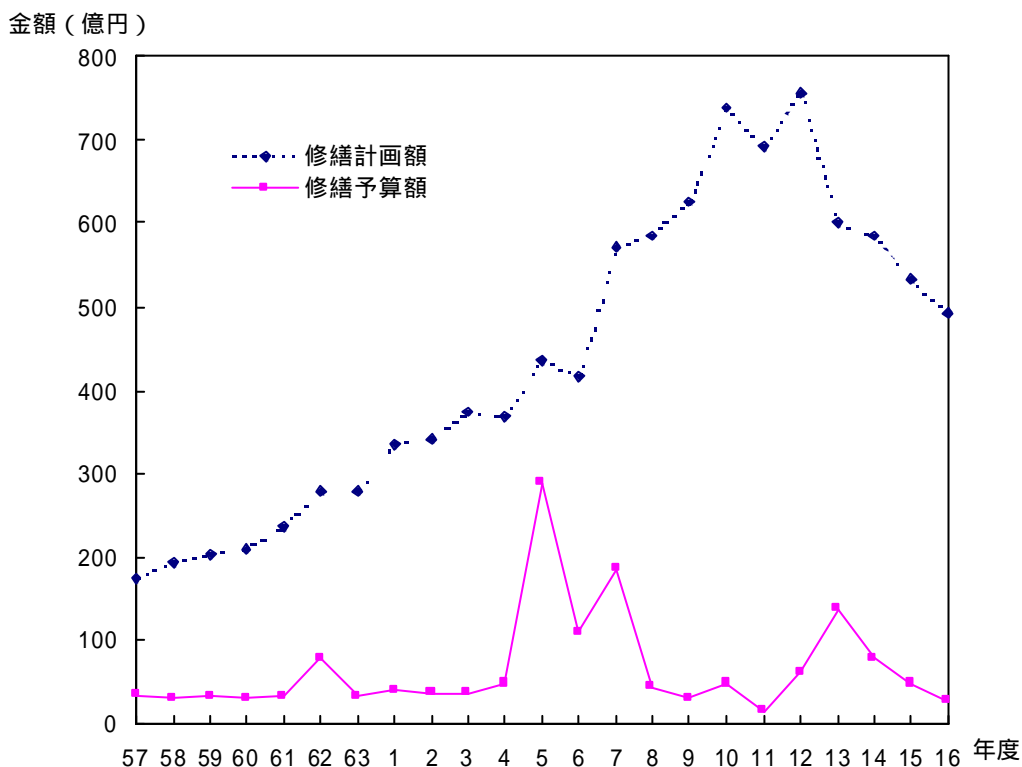


図2.2.4 官庁施設の修繕費（各所修繕費を除く）

（注）修繕計画額及び修繕予算額は、特別修繕及び合同庁舎特別整備の合計である。

さらに、これら一般的修繕のほか、官庁施設に対する社会的ニーズに応えるため、

高齢者・身障者施策施設整備等の計画的な推進を図る必要がある。官庁施設の耐震性能の確保については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の趣旨を踏まえるとともに、建築基準法の改正による、危険な既存不適格建築物に対する是正勧告制度の創設を受け、官庁施設においても耐震性能が不足する施設の改修を促進する。さらに、環境負荷低減の要請を踏まえ、環境負荷低減化対策、構内緑化等外部環境改善及び執務環境改善を内容とする環境対策施設整備を実施する必要がある。

施設特別整備については、今後とも、官庁施設の機能の維持、回復又は改善のため、的確に実施していく必要があり、「第四次官庁施設整備10箇年計画」に基づき計画的に整備を実施していく必要がある。

(2) 特別修繕

特別修繕は、一般庁舎を対象とする施設の経年劣化及び損耗による機能の低下を回復するための修繕であり、執務環境の維持、安全の確保及び国有財産としての庁舎等の有効活用の面から不可欠である。

特に、昭和30年代から40年代にかけて大幅な庁舎の整備が行われたことから、これらの施設の改善需要が顕在化してきているが、施設の機能を維持していく必要があり、的確な修繕の実施が重要である。

平成17年度においては、経年劣化及び損耗により機能低下の著しい施設のうち当面建て替え計画のない施設について、優先順位の高いものから整備を行う必要がある。

(3) 合同庁舎特別整備

合同庁舎特別整備は、合同庁舎を対象とする施設の経年劣化及び損耗による機能の低下を回復するための修繕、管理・運営を効率的にするための改善、庁舎の使用調整に伴う大規模な模様替え及び附帯施設の整備である。

平成17年度においては、経年劣化及び損耗により機能低下の著しい施設のうち、当面建て替え計画のない施設の中から、特に人命に影響を及ぼす恐れのあるもの、執務に著しい影響を及ぼす恐れのあるもの等について、優先的に整備を行う必要がある。

(4) 耐震対策等施設整備

耐震対策等施設整備は、既存官庁施設に対し現行法令に基づく耐震・耐火性能を付与するための施設の改善を実施するものとしている。

耐震改修については、「官庁施設の総合耐震計画基準」及び「官庁施設の総合耐震診断基準・改修基準」に基づき耐震診断を行い、所要の耐震性能を満たしていない施設について計画的に耐震改修を実施していく必要がある。

平成17年度においては、東海地震、東南海地震等に係る防災強化が求められるなかで、所要の耐震性能が確保されていない防災拠点施設について、計画的に耐震改修

を実施する必要がある。

また、防災改修については、火災の発生の防止及び安全避難等の観点から、特に防災拠点施設、防災上特に配慮すべき施設について、内装の不燃化、自家発電設備の更新等を実施していく必要がある。

(5) 筑波研究施設特別整備

筑波研究施設特別整備は、筑波研究学園都市における国の試験研究機関の施設を対象として、建物の一部機能を更新するための臨時的修繕である。

筑波研究学園都市では、平成13年に多くの国の試験研究機関が独立行政法人に移行しており、現在、9の国の試験研究機関を対象とした筑波研究施設特別整備を実施している。これらの施設は、昭和55年3月の概成から既に20年以上が経過し、今後、施設の老朽化が急速に進むことが予想されており、科学技術の進展等に対応し、その機能を十分に発揮できるよう、計画的な施設整備を着実に実施する必要がある。

平成17年度においては、引き続き的確な整備の実施により、施設の機能維持に努める必要がある。

(6) 環境対策施設整備

環境負荷低減化対策

環境負荷低減化対策は、官庁施設において、設備機器のエネルギー消費の高効率化、屋上緑化及び外壁改修に伴う熱負荷の低減等、環境負荷低減を図るための施設の改善を実施するものである。

社会的な課題となっている地球温暖化等の環境問題に対応するために、既存官庁施設ごとの中期的な修繕需要を踏まえた環境負荷低減に配慮した改修計画（グリーン改修計画）を策定し、空調機器等の改修を計画的に実施する。

平成17年度においては、引き続き、空調機器等の改修を実施し、環境負荷低減化を進める必要がある。

構内緑化等外部環境改善

構内緑化等外部環境改善は、合同庁舎を対象として、庁舎敷地内の環境を改善し、都市の緑化等に資するための施設整備である。

国土交通省においては、生活環境整備の一環として都市内の緑化を推進するため、「緑の政策大綱」を策定しており、官庁施設においても緑化整備を積極的に推進し、潤いのある外部環境形成を図ることとしている。

平成17年度においては、引き続き良好な都市環境の形成に寄与する官庁施設として、開かれた緑化空間の整備を推進する必要がある。

執務環境改善

執務環境改善は、官庁施設の執務環境に関し、低下した機能を回復し、又は新た

な所要機能を付与するための施設の改善である。

行政事務のIT化に確実に対応し、執務環境の改善に資するため、事務室床のOAフロア化、IT化に対応した電源容量の増設を内容とする執務環境の改善を推進する必要がある。

平成17年度においては、第一次出先機関の入居する地方合同庁舎及び港湾合同庁舎のうち、建て替え計画のない施設について整備を推進する必要がある。

(7) 高齢者・身障者施策施設整備

高齢者・身障者施策施設整備は、合同庁舎及び窓口業務を行う一般庁舎を対象とする、高齢者、身体障害者等の利用が不便となっている施設の障壁を除去するための改善である。

国土交通省では、昭和53年から既存官庁施設について身体障害者の利用を考慮した整備を行ってきたが、ハートビル法の趣旨を踏まえ、身体障害者対応エレベーターの設置、自動扉の設置及び多機能トイレの設置等を行うこととし、高齢者、身体障害者等を含む全ての人が利用しやすい官庁施設の整備をより一層推進する。

平成17年度においては、窓口業務を行う官署の入居している庁舎を対象として、重点的に整備を実施する必要がある。

6 官庁施設の保全の適正化の推進

官庁施設の保全の適正化を推進するためには、施設管理者等が保全関係基準類その他保全に関する必要な技術情報に基づき、法定点検その他保全に関する日常的な業務を継続的かつ適正に実施する必要がある。

また、建築物の部分的補修のための経常的修繕を行う各所修繕を計画的に実施するとともに、大規模修繕等を必要な時期に的確に実施する等保全と営繕の連携を図る必要がある。

平成17年度においては、施設管理者等は、建築基準法、改正官公法等において規定されている法定点検を的確に実施するとともに、日常的な運転監視、点検・保守等を引き続き行い、建築物の現況の把握、履歴等の記録整備、長期保全計画の作成、保全業務の評価等を実施し、業務の改善に努めることにより、既存官庁施設の有効活用を図る必要がある。

また、各所修繕費要求単価(統一単価)に基づき、必要な各所修繕費の要求及び適正な執行を行う必要がある。

国土交通省は、建築保全業務労務単価等の整備、及び建築保全業務積算基準の見直しの検討等を行うとともに、平成16年度に開発する保全業務支援システムの運用を開始し、施設管理者等の保全業務を積極的に支援することとしている。

第 3 部

官庁営繕行政における基準

第1章 官庁施設の位置、規模及び構造並びに保全に関する基準

1. 官庁施設の位置、規模及び構造に関する基準

国土交通省は、平成6年12月、官公法に基づき「官庁施設の位置・規模・構造の基準」を制定し、即日施行した。

これは、国家機関の全ての建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関し、共通的に求められる基本的考え方を示したものである。今後は、基準に基づき、以下に例示する事項を勘案しつつ施設整備を推進する必要がある。

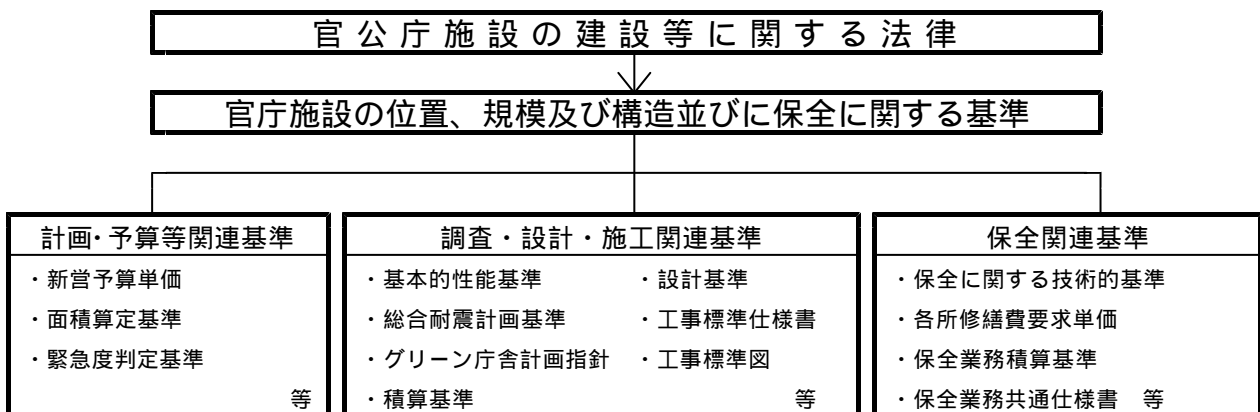
- 安全で安心できる国民生活を支える官庁施設づくり
- バリアフリー社会に対応した官庁施設づくり
- まちづくりに寄与する官庁施設づくり
- 地球環境に配慮した官庁施設づくり
- 行政の高度化・情報化に対応する官庁施設づくり
- 長期的耐用性・フレキシビリティのある官庁施設づくり

さらに、平成16年1月には、官庁施設が、地震災害において耐震安全性をより適切に確保しつつ、構造に関する基準の性能を維持し続けるため、地震災害に係る位置及び構造に関する規定を追加し、所要の規定を整備するとともに、官庁施設の使用（保全を含む。）に必要となる条件及び方法を適切に定めることとする改正を行った。

2. 官庁営繕関係基準類の統一化及び技術基準の体系化

国土交通省及び各省各庁においては、施設整備に関する技術基準を制定し、官庁施設の整備を進めてきた。「官庁施設の位置・規模・構造の基準」の制定に伴い、これらの技術基準を「官庁施設の位置・規模・構造の基準」の下に位置づけ、内容の見直しと体系化を進める必要がある。

官庁営繕の技術基準



また、平成14年4月には、営繕事務の一層の合理化・効率化について検討するため、副大臣会議に「官庁営繕に関するプロジェクトチーム」が設置され、7月に「基準類の統一化等の方向について」が決定された。基準類等の統一化に向けた具体的作業のために、各省各庁による「関係省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）が設置され、平成15年3月の連絡会議において、17の技術基準類及び工事書式類が「統一基準」として決定された。さらに、平成16年2月には、「木造建築工事標準仕様書」が統一基準として新たに決定され、現在、下表の18の統一基準が各省各庁において運用されている。

各省各庁においては、公社、独立行政法人等に移行する組織も含め、統一基準の使用を徹底し、今後とも営繕事務の合理化・効率化を推進する必要がある。

分野	基準名	統一時期
計画関連	新営予算単価（一般庁舎、宿舍）	平成14年度
	新営一般庁舎面積算定基準	
国家公務員宿舍面積算定基準		
設計関連	官庁施設の総合耐震計画基準	
	公共建築設計業務委託共通仕様書	
	公共建築工事積算基準	
	公共建築工事標準歩掛り	
	公共建築数量積算基準	
	公共建築設備数量積算基準	
	公共建築工事共通費積算基準	
	公共建築工事内訳書標準書式	
公共建築工事見積標準書式		
工事関連	公共建築工事標準仕様書	平成15年度
	公共建築工事標準書式	
	公共建築改修工事標準仕様書	
	公共建築設備工事標準図	
	公共住宅建設工事共通仕様書	
	木造建築工事標準仕様書	

3. 営繕計画書の立案等における基準の活用

営繕計画書に関する意見書制度において各省各庁は、官庁施設の整備を計画する際、「官庁施設の位置・規模・構造に関する基準」を指針とし、営繕計画書の立案を行う必要がある。加えて、長期営繕計画の策定に当たっても、整備計画の対象となる官庁施設の位置・規模・構造を検討する際の指針として、基準の内容を反映させたものとする必

要がある。

これらの具体的措置を積極的に推進することにより、我が国の官庁施設整備における一定の方向性と水準の確保が可能となるものである。

4．官庁施設の保全に関する基準

各省各庁の所管に属する建築物を適正に保全していくことは、各省各庁の長に課せられた責務であり、国土交通大臣は、国家機関の建築物全般に関し、定期点検の内容、適正に維持すべき状態等を含む統一的な保全に関する基準（以下「保全の基準」という。）を定める必要がある。

各省各庁の長は、国家機関の建築物が当該保全の基準を満たしているかどうかを把握する必要がある。また、国土交通大臣はその基準の実施について、重大な事故が発生する危険がある場合等において、関係国家機関に勧告すること等により、国家機関の建築物全体の安全性の水準の向上を図ることが重要である。

このため、平成16年6月の官公法の改正では、法第13条第1項において、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準に加え、国土交通大臣が保全の基準を定め、その実施に関し勧告を行うことができることが明記され、官庁施設の適正な保全が一層推進されることとなる。併せて、国家機関の建築物が適正に保全されるよう、保全の基準に基づいた確かな保全指導が必要である。

第2章 技術基準

1. 新営一般庁舎面積算定基準

「新営一般庁舎面積算定基準」は、官庁施設の用途に応じて、利用者の利便の確保及び執務能率の増進のために必要な施設の規模を算出する基準である。

この基準は、官公庁施設審議会の答申（昭和35年3月9日）に基づき制定されたものに、厚生関係諸室、電気設備関係諸室、機械設備関係諸室等の面積について一部追補改訂を行い、昭和36年6月、官公庁施設審議会幹事会に諮ったものである。しかしながら、その後の庁舎の利用形態等の変化により、全面的な再検討が必要とされるようになったため、昭和43年度に新営一般庁舎面積算定基準改訂案を作成した。この結果、昭和45年度から中央官庁、合同庁舎の一部（第1次出先機関入居のもの）について、事務室面積が基準面積4.0㎡として査定され、また、昭和48年度以降の面積査定においては、一般庁舎についても過渡的処置として事務室面積と会議室面積につき現行基準の10%増で査定されるなどの改善がなされてきた。その後、さいたま広域新都心合同庁舎や中央合同庁舎第2号館の事務室面積が換算人員あたり、5.0㎡で査定され、さらに省庁再編では、大臣政務官級を盛り込んだ査定となった。

現在、事務処理量の増大、OA等の導入による執務形態の変化、技術革新、法改正等による設備関係諸室の変化等のほか、執務環境、施設内容へのニーズの多様化等、官庁施設をとりまく状況は、当時と大きく異なってきている。今後、業務形態の変化、既存施設の使用実態を踏まえ、執務能率の向上及び適正な維持管理の確保に配慮し、それぞれの施設に求められる機能、目的に応じ、適正な規模が確保できる基準へと見直しを図る必要がある。

平成17年度においても、それぞれの官庁施設の機能・目的に応じて庁舎及び敷地の規模の確保に努めるものとする。

2. 新営予算単価

「新営予算単価」は、官庁施設の質的水準を統一的に確保することを目的とし、毎年度、国土交通省が予算要求に先立って作成し、各省各庁に提示している統一的な基準である。国土交通省では、実勢価格を要求単価に的確に反映させるため、昭和41年度以降、「新営予算単価算定用標準庁舎」の設計を行い、これを基に「新営予算単価」を算定している。

このため、「新営予算単価」は、現状における官庁施設の整備内容・実勢価格に適合した発注を確保するための基本となるものであり、平成17年度についても単価の変動率に基づいた適正な単価を確保する必要がある。

3．官庁施設の基本的性能基準

「官庁施設の基本的性能基準」は、「官庁施設の基本的性能に関する技術基準」とともに、従来、官庁施設の整備に使用する材料や工法等を規定してきた「仕様規定」に代えて、官庁施設が保有すべき性能について「性能規定」化したものである。

国土交通省では、地球環境問題の深刻化、急速な少子・高齢化社会の移行、情報化の進展等の社会経済情勢の変化に伴い、官庁施設の性能や品質を柔軟かつ的確に対応できるよう、民間等の技術力の活用、一層のコスト縮減、透明性・客観性の確保、国民へのアカウンタビリティの向上等による効率的・効果的な整備の推進が求められており、平成11年6月に建築審議会から「官庁施設の基本的性能の在り方に関する答申」を受け、官庁施設が備えるべき主要な性能項目とその水準を定めた「官庁施設の基本的性能基準」（以下「性能基準」という。）と、その技術的事項等を定めた「官庁施設の基本的性能に関する技術基準」（以下「技術基準」という。）を平成13年6月に制定した。

性能基準では、官公庁施設が備えるべき基本的性能が、社会性、環境保全性、安全性、機能性、経済性の5項目で構成されており、これらの各性能項目について官庁施設が備えるべき性能の水準が設定されている。また、技術基準では、性能基準に基づいて具体的な設計等を行う上で必要となる技術的事項と、その設計内容等が目標とする水準に達しているか否かの検証方法を定めたものである。

4．官庁施設の総合耐震計画基準

「官庁施設の総合耐震計画基準」は、官庁施設としての必要な耐震性能の確保を図ることを目的として、官庁施設の地震による災害及びそれに伴う火災などの二次災害に対する安全性に関する基本的事項及び施設の維持管理について定めたものである。

阪神・淡路大震災による官公庁施設被害の分析から、建物の構造体以外にも通信設備や電源設備、水、電気等のライフライン等の確保の重要性が確認された。この教訓を踏まえ、国土交通省では官庁施設の地震防災機能の在り方について建築審議会に諮問を行い、平成8年6月、「官公庁施設の地震防災機能の在り方に関する答申」を得た。答申では、実施すべき施策として、地震防災機能の確保のための技術基準の策定、既存施設の改修等の推進、維持管理指針の策定等が提言された。また、建築審議会での審議と並行して、官庁施設の総合耐震計画標準検討委員会を設置し、官庁施設が保有すべき耐震性能に関する技術的事項の整理・検討を行うとともに、各省各庁及び都道府県・政令指定市の代表による検討の場において相互の意見交換を行った。以上の経緯を経て、国土交通省は、平成8年10月、「官庁施設の総合耐震計画基準」及び「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」を地震防災機能の確保のための技術基準として制定した。また、「官庁施設の総合耐震計画基準」については、平成15年3月に統一基準として決定されている。

個 別 意 見

第 1 部

平成 1 7 年度各省各庁営繕計画書 及び意見の概要

第1章 平成17年度各省各庁営繕計画書の概要

1. 営繕計画書における所要経費の総括

営繕計画書に記載されている営繕計画を実施するための所要経費（PFI方式による事業実施において平成17年度に経費が計上されている施設の分を含む。以下、「計画額」という。）の総額は、331,640,835千円で、その会計別内訳は、表1.1.1、整備別内訳は表1.1.2、各施設の用途別の内訳が表1.1.3である。

表中A、Bの区分は下記のとおりとし、合同庁舎特別整備以外の合同庁舎計画分及び中央官庁整備計画分は「国土交通省欄」に計上してある。

A：官公庁施設の建設等に関する法律第9条の2の規定により、その営繕を国土交通大臣が実施すべき施設

B：A以外の施設

なお、PFI方式による事業実施予定の施設（継続を含む）は18施設であり、営繕計画を実施するための所要経費（施設整備に係わる全体事業費）が具体的に示されている11施設（中央合同庁舎第7号館、九段第3合同庁舎を除く）の合計額は80,410,193千円である。

表1.1.1 平成17年度会計別計画額

(単位:千円)

各省別	一般会計	特別会計		合計
		特定国有財産 整備特別会計	その他の 特別会計	
国	7,644,055	0	0	7,644,055
最高裁判所	12,552,342	0	0	12,552,342
会計検査院	94,793	0	0	94,793
内閣及び人事院	1,097,024	0	0	1,097,024
内閣府	131,524,250	0	0	131,524,250
(防衛庁及び防衛施設庁)	(110,211,544)			(110,211,544)
総務省	6,974,305	0	0	6,974,305
法務省	30,094,940	215,866	4,430,075	34,740,881
外務省	7,617,271	0	0	7,617,271
財務省	34,114,713	1,884,349	0	35,999,062
文部科学省	9,582,674	0	0	9,582,674
厚生労働省	12,268,254	0	8,639,509	20,907,763
農林水産省	9,388,496	511,540	1,460,022	11,360,058
経済産業省	3,801,649	0	1,009,477	4,811,126
国土交通省	15,420,953	0	15,141,154	30,562,107
中央官庁及び合同庁舎	13,885,071	434,000	0	14,319,071
環境省	1,854,053	0	0	1,854,053
合計	297,914,843	3,045,755	30,680,237	331,640,835

(注)防衛庁及び防衛施設庁は、内閣府の内数を示す。

表 1. 1. 2 平成17年度計画額総括表

区分	計画区分 省庁名	施設整備		特別修繕		合同庁舎 特別整備		耐震対策等 施設整備		筑波研究施設 特別整備	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
A	国会	32	3,843,975								
	最高裁判所	14	12,552,342								
	会計検査院	2	94,793								
	内閣及び人事院	7	1,002,830	1	94,194						
	内閣府	88	17,238,903	18	1,226,511	1	22,431	17	812,696		
	総務省			6	2,532,788	16	769,926	1	3,619,421		
	法務省	15	3,201,239	129	4,267,283	30	1,741,147	5	866,152		
	外務省	157	7,434,322	1	80,000						
	財務省	155	9,526,764	75	3,978,677	130	14,614,490	25	5,140,203		
	文部科学省	20	9,330,674								
	厚生労働省	27	2,503,268	1	13,981	9	3,464,772	1	37,380		
	農林水産省	98	4,343,982	37	770,474	20	3,934,210	4	226,700	2	184,881
	経済産業省	10	3,092,649					1	709,000		
	国土交通省	62	2,767,971	43	2,177,861	44	3,701,261	21	3,902,291	9	552,314
	中央官庁及び合同庁舎	12	13,780,071								
環境省	13	1,854,053									
計	712	92,567,836	311	15,141,769	250	28,248,237	75	15,313,843	11	737,195	
B	国会	22	3,029,028								
	最高裁判所										
	会計検査院										
	内閣及び人事院										
	内閣府	306	109,049,371								
	総務省										
	法務省	34	17,922,953								
	外務省	70	102,949								
	財務省										
	文部科学省										
	厚生労働省	73	14,147,978								
	農林水産省	51	1,310,579								
	経済産業省	4	1,009,477								
	国土交通省	244	15,141,154								
	中央官庁及び合同庁舎										
環境省											
計	804	161,713,489									
合計	1,516	254,281,325	311	15,141,769	250	28,248,237	75	15,313,843	11	737,195	

(注) 国土交通省下段は合同庁舎関係分(中央官庁を含む)上段はその他分を示す。

上記、計画区分「施設整備」のうち、PF方式による事業実施を計画しているもの。金額欄は平成17年度における計画額を記載している。

省庁名	件数	金額
国会	3	875,782
最高裁判所	1	0
会計検査院		
内閣及び人事院		
内閣府	3	0
総務省		
法務省	2	0
外務省	1	0
財務省	5	1,884,349
文部科学省	1	0
厚生労働省		
農林水産省		
経済産業省		
国土交通省	2	0
中央官庁及び合同庁舎	2	0
環境省		
計	20	2,760,131

(単位:千円)

高齢者・身障者 施策施設整備		環境対策施設整備		その他		小計		不動産 購入費		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
						32	3,843,975	1	771,052	33	4,615,027
						14	12,552,342			14	12,552,342
						2	94,793			2	94,793
						8	1,097,024			8	1,097,024
				1	2,130,630	125	21,431,171			125	21,431,171
		1	52,170			24	6,974,305			24	6,974,305
12	489,564	39	3,603,498	60	1,655,000	290	15,823,883			290	15,823,883
						158	7,514,322			158	7,514,322
19	811,334	21	1,927,594			425	35,999,062			425	35,999,062
		1	252,000			21	9,582,674			21	9,582,674
		3	740,384			41	6,759,785			41	6,759,785
1	30,323	3	391,553			165	9,882,123			165	9,882,123
						11	3,801,649			11	3,801,649
4	128,977	16	2,162,864	19	27,414	218	15,420,953			218	15,420,953
						12	13,780,071	1	105,000	13	13,885,071
						13	1,854,053			13	1,854,053
36	1,460,198	84	9,130,063	80	3,813,044	1,559	166,412,185	2	876,052	1,561	167,288,237
						22	3,029,028			22	3,029,028
						306	109,049,371	12	1,043,708	318	110,093,079
				89	994,045	123	18,916,998			123	18,916,998
						70	102,949			70	102,949
						73	14,147,978			73	14,147,978
				41	167,356	92	1,477,935			92	1,477,935
						4	1,009,477			4	1,009,477
						244	15,141,154			244	15,141,154
								1	434,000	1	434,000
				130	1,161,401	934	162,874,890	13	1,477,708	947	164,352,598
36	1,460,198	84	9,130,063	210	4,974,445	2,493	329,287,075	15	2,353,760	2,508	331,640,835

表 1. 1. 3 平成17年度計画額の用途別分類表

区分	用途区分 省庁名	庁 舎		試験研究		社会福祉医療		教育研修		行 刑		事業場	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
A	国 会	7	664,030										
	最高裁判所	10	6,392,590										
	会計検査院	2	94,793										
	内閣及び人事院	7	1,002,830					1	94,194				
	内 閣 府	29	5,760,606					33	4,777,613				
	総 務 省	23	6,960,378					1	13,927				
	法 務 省	221	13,775,319					9	393,564				
	外 務 省	85	5,593,089					1	80,325				
	財 務 省	336	30,365,987					26	1,547,927				
	文部科学省			2	252,000			3	878,518				
	厚生労働省	16	4,283,546	7	333,186	17	2,136,926	1	6,127				
	農林水産省	133	7,393,282	6	894,163			5	1,106,296				
	経済産業省	7	2,541,077	1	199,629								
	国土交通省	161	13,265,135	8	633,226			17	1,113,385				
	中央官庁及び合同庁舎	12	13,780,071										
	環 境 省	6	524,370	2	361,668			4	345,901				
計	1,055	112,397,103	26	2,673,872	17	2,136,926	101	10,357,777					
%	67.7	67.5	1.7	1.6	1.1	1.3	6.5	6.2					
B	国 会												
	最高裁判所												
	会計検査院												
	内閣及び人事院												
	内 閣 府												
	総 務 省												
	法 務 省	12	4,004,069							22	13,918,884		
	外 務 省	32	46,224										
	財 務 省												
	文部科学省												
	厚生労働省	24	2,172,385	3	274,404	44	10,474,304	1	1,161,079				
	農林水産省	46	1,303,277										
	経済産業省	4	1,009,477										
	国土交通省	219	14,864,117	1	13,900			1	0				
中央官庁及び合同庁舎													
環 境 省													
計	337	23,399,549	4	288,304	44	10,474,304	2	1,161,079	22	13,918,884			
%	36.1	14.4	0.4	0.2	4.7	6.4	0.2	0.7	2.4	8.5			
合 計	1,392	135,796,652	30	2,962,176	61	12,611,230	103	11,518,856	22	13,918,884			
%	55.8	41.2	1.2	0.9	2.4	3.8	4.1	3.5	0.9	4.2			

(注) 国土交通省下段は合同庁舎関係分(中央官庁を含む)上段はその他分を示す。

(単位:千円)

文 教		防 衛		そ の 他		小 計		不 動 産		合 計	
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
10	1,436,222			15	1,743,723	32	3,843,975	1	771,052	33	4,615,027
				4	6,159,752	14	12,552,342			14	12,552,342
						2	94,793			2	94,793
						8	1,097,024			8	1,097,024
		2	33,432	61	10,859,520	125	21,431,171			125	21,431,171
						24	6,974,305			24	6,974,305
				60	1,655,000	290	15,823,883			290	15,823,883
				72	1,840,908	158	7,514,322			158	7,514,322
				63	4,085,148	425	35,999,062			425	35,999,062
1	8,349,280			15	102,876	21	9,582,674			21	9,582,674
						41	6,759,785			41	6,759,785
				21	488,382	165	9,882,123			165	9,882,123
				3	1,060,943	11	3,801,649			11	3,801,649
		2	166,387	30	242,820	218	15,420,953			218	15,420,953
						12	13,780,071	1	105,000	13	13,885,071
				1	622,114	13	1,854,053			13	1,854,053
11	9,785,502	4	199,819	345	28,861,186	1,559	166,412,185	2	876,052	1,561	167,288,237
0.7	5.9	0.3	0.1	22.1	17.3	100.0	100.0				
				22	3,029,028	22	3,029,028			22	3,029,028
		306	109,049,371			306	109,049,371	12	1,043,708	318	110,093,079
				89	994,045	123	18,916,998			123	18,916,998
				38	56,725	70	102,949			70	102,949
				1	65,806	73	14,147,978			73	14,147,978
				46	174,658	92	1,477,935			92	1,477,935
						4	1,009,477			4	1,009,477
				23	263,137	244	15,141,154			244	15,141,154
								1	434,000	1	434,000
		306	109,049,371	219	4,583,399	934	162,874,890	13	1,477,708	947	164,352,598
		32.8	67.0	23.4	2.8	100.0	100.0				
11	9,785,502	310	109,249,190	564	33,444,585	2,493	329,287,075	15	2,353,760	2,508	331,640,835
0.4	3.0	12.4	33.2	22.6	10.2	100.0	100.0				

2. 営繕計画における計画理由の分類

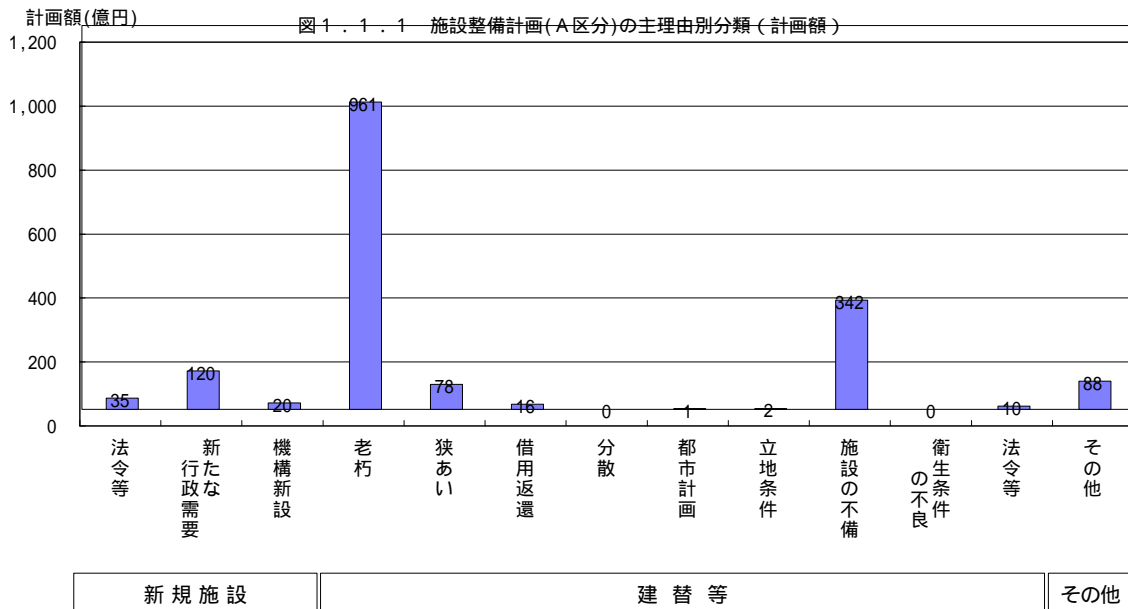
営繕計画書における計画理由は、おおむね下表のとおり分類できる。この区分により、A区分の営繕計画について分類したものが表1.1.4、図1.1.1及び図1.1.2である。

計 画 理 由 の 分 類		内 容
新 規 施 設	1 法 令 等	法令等に基づく整備
	2 新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備
	3 機 構 新 設	機構新設に伴う整備
4 継 続		前年度からの継続
建 替 等	5 老 朽	耐用年数経過、構造の粗悪、損傷
	6 狭 あ い	施設の狭あいによる能率の低下
	7 借 用 返 還	立退要求、借料高、他官庁への仮入居、用地の交換
	8 分 散	事務能率の低下、連絡困難
	9 都市計画の関係	街路、公園、区画整理等都市計画事業施行地、同予定地域規制上の不適
	10 立地条件の不良	位置の不適、利用者の不便、環境の不適、地盤不良
	11 施 設 の 不 備	必要施設の不足
	12 衛生条件の不良	日照不足、換気不良、排水の不便、衛生施設の不備 等
	13 法 令 等	法令・閣議決定等に基づく整備
14 そ の 他		

表1.1.4 平成17年度計画額及び計画面積（A区分）の主理由別分類表

省庁名	新規施設						建替等（新営）										建替等									
	法令等		新たな行政需要		機構新設		老朽		狭あい		借用返還		都市計画の関係		立地条件の不良		施設の不備		法令等		老朽		狭あい			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
国会					1	771,052	1	875,782	5	566,661																
最高裁判所							10	6,392,590																		
会計検査院																										
内閣及び人事院																										
内閣府	7	1,493,730	2	433,865			20	6,552,426	1	398,310								1	0			1	94,194			
総務省																						21	3,298,969			
法務省			1	5,597			9	1,669,835	2	487,120	1	241,986						2	796,701			172	8,421,383			
外務省							4	547,319	4	3,025,231								12	1,231,626			1	80,000			
財務省	5	1,884,349	6	1,483,910			20	1,896,344	9	1,144,916				1	2,405			5	800,216			200	17,313,370	2	26,361	
文部科学省			1	8,349,280	1	821,408	1															1	252,000			
厚生労働省	1	94,326	1	479,000			2	304,576										4	482,321			8	4,146,529			
農林水産省			3	111,654	1	67,605	3	1,098,003							1	170,793	2	407,276			65	5,405,815				
経済産業省																										
国土交通省			1	283,000	4	170,294	24	450,599	2	147,790								5	696,139			102	8,018,213			
中央官庁及び合同庁舎							7	7,560,073	2	1,644,451	2	1,375,547	1	105,000				1	3,200,000							
環境省			2	827,465			3	144,599	1	47,165								2	431,774							
計	13	3,472,405	17	11,973,771	7	1,830,359	104	27,492,146	26	7,461,644	3	1,617,533	2	107,405	1	170,793	34	8,046,053					587	48,090,281	2	26,361
%	0.8	2.1	1.1	7.2	0.4	1.1	6.7	16.4	1.7	4.5	0.2	1.0	0.1	0.1	0.1	0.1	2.2	4.8			37.6	28.7	0.1	0.0		
面積																										
国会								63,892		306,000																
最高裁判所								85,468																		
会計検査院																										
内閣及び人事院																						1,704				
内閣府				11,300				88,673		1,319												65,078				
総務省																						72,584				
法務省				17,531				86,226		9,109		2,983						3,508				433,825				
外務省								7,598		29,930								31,962				55,893				
財務省		123,927		7,794				59,160		5,008								3,763				1,124,962		3,457		
文部科学省				45,000				187,269														3,663				
厚生労働省				4,000				377										6,331				207,660				
農林水産省				300		285		8,235						271			488				210,281					
経済産業省																										
国土交通省				10,900		2,377		6,671		1,028								8,475				503,611				
中央官庁及び合同庁舎								304,673		11,869		17,017						17,943								
環境省				5,520				525		220								1,246								
計		123,927		102,345		2,662		898,767		364,483		20,000				271		73,716				2,679,261		3,457		
%		2.3		1.9		0.0		16.5		6.7		0.4				0.0		1.4				49.1		0.1		

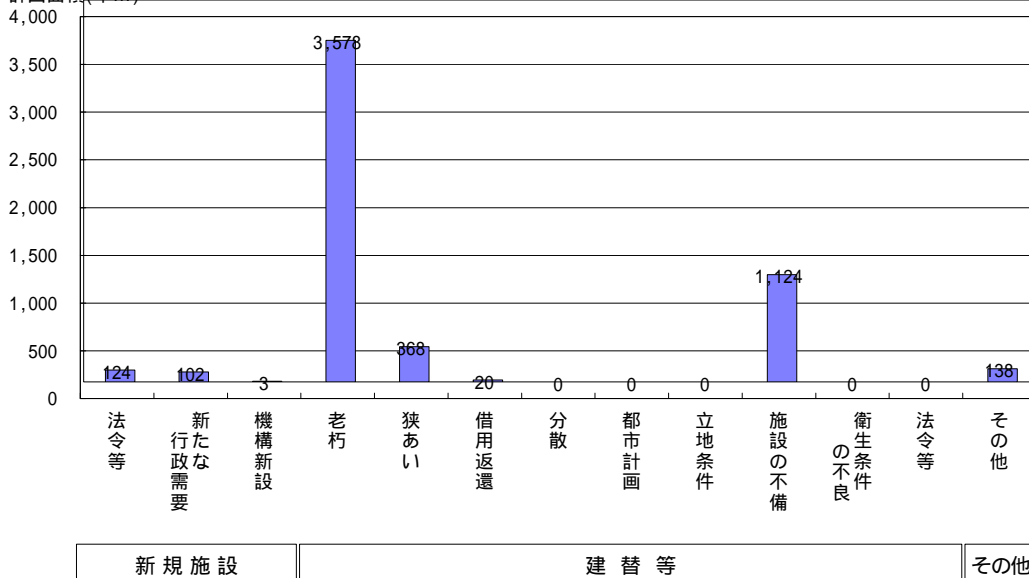
(注) 国土交通省下段は合同庁舎関係分(中央官庁を含む)、上段はその他分を示す。



(単位:千円)

(施設特別整備)						建替等(改修)										合計							
立地条件の不良		施設の不備		環境対策		新たな行政需要		機構新設		老朽		狭あい		分散		施設の不備		法令等		その他		件数	金額
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
										15	959,453					6	707,976	2	684,834	3	49,269	33	4,615,027
										2	94,793									4	6,159,752	14	12,552,342
																7	1,002,830					2	94,793
										54	10,268,056					4	223,146					8	1,097,024
		20	1,001,830																			125	21,431,171
		2	3,623,166	1	52,170																	24	6,974,305
		34	1,949,380	9	596,881																	290	15,823,883
										99	1,541,204	5	176,802			60	1,655,000					158	7,514,322
										84	1,903,194	2	84,933			21	286,012			2	40,485	425	35,999,062
										15	149,486					2	10,500					21	9,582,674
										10	923,156					9	219,889					41	6,759,785
										55	2,044,124					15	196,564	18	247,963			165	9,882,123
										7	1,861,039									3	1,231,610	11	3,801,649
										31	4,067,383	4	539,972			10	272,600	2	57,565			218	15,420,953
																						13	13,885,071
																						13	1,854,053
										3	295,050			1	37,999					1	70,001	13	1,854,053
										2	35,860	14	188,487	17	493,051							1,561	167,288,237
		161	20,642,534	17	1,272,129																	100.0	100.0
		10.3	12.3	1.1	0.8					0.1	0.0	0.9	0.1	23.1	12.3	0.5	0.2					10.7	3.3
																							369,892
																							85,468
																							1,704
			56,740																				223,110
			35,024																				116,221
			133,395																				761,272
																							125,383
			554,890																				1,898,939
																							235,932
			10,034																				228,402
			6,545																				230,012
			59,741																				59,741
			193,500																				761,838
																							351,502
																							7,511
			1,049,869																				5,456,927
			19.2																				100.0

図1.1.2 施設整備計画(A区分)の主理由別分類(計画面積)



3. 営繕計画の緊急度別分類

(1) 施設整備計画（A区分）の緊急度別分類

表1.1.2中、A区分の施設整備分について、個別意見第2部第1章の緊急度判定基準により、個々の営繕計画に対して緊急度を判定した結果は、表1.1.5及び図1.1.3のとおりである。

(2) 施設特別整備計画（A区分）特別修繕等の緊急度別分類

表1.1.2中、A区分の特別修繕及び合同庁舎特別整備分について、前記の基準により、個々の営繕計画に対して緊急度を判定した結果は、表1.1.6及び図1.1.4のとおりである。

(3) 施設整備計画（A区分、B区分）の緊急度別分類

表1.1.2中、A区分及びB区分の施設整備分のうち、新営等（改修等を除く）について、個別意見第2部第1章の緊急度判定基準により、個々の営繕計画に対して緊急度を判定した結果は、表1.1.7のとおりである。（ただし、評点外の場合は、集計から除く）

表 1.1.5 平成17年度施設整備計画（A区分）の緊急度別分類表

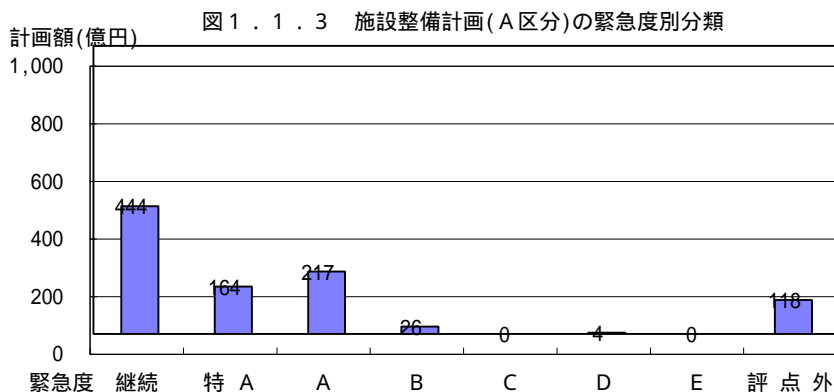
緊急度 省庁名	継 続			特 A			A			B		
	件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%
国 会	6	2,762,496	59.9	4	526,494	11.4	13	918,596	19.9	6	318,005	6.9
最高裁判所	7	5,097,873	40.6	3	1,294,717	10.3						
会計検査院							1	72,754	76.8	1	22,039	23.2
内閣及び人事院							7	1,002,830	100.0			
内 閣 府	35	7,316,919	37.8	9	1,550,363	8.0	42	8,318,658	42.9	2	52,963	0.3
総 務 省												
法 務 省	4	729,106	15.0	8	2,444,890	50.3	3	27,243	0.6			
外 務 省	6	4,272,338	57.5	11	442,130	5.9	117	2,325,682	31.3	6	85,531	1.2
財 務 省	6	2,294,468	24.1	22	2,785,426	29.2	94	2,829,855	29.7	24	1,082,404	11.4
文部科学省	2	8,349,280	89.5	1	821,408	8.8	12	127,077	1.4	5	32,909	0.4
厚生労働省	4	340,203	13.6	3	603,869	24.1	19	1,425,951	57.0	1	133,245	5.3
農林水産省	6	1,098,822	25.3	5	518,930	11.9	76	1,817,583	41.8	9	836,248	19.3
経済産業省	2	754,213	24.4				5	1,106,826	35.8			
国土交通省	2	74,608	2.7	11	1,329,484	47.6	48	1,358,036	48.6	1	5,843	0.2
中央官庁及び合同庁舎	9	10,440,071	75.2	4	3,445,000	24.8						
環 境 省	2	853,114	46.0	3	637,125	34.4	8	363,814	19.6			
計	91	44,383,511	45.6	84	16,399,836	16.9	445	21,694,905	22.3	55	2,569,187	2.6

(注) 国土交通省下段は合同庁舎関係分(中央官庁を含む)上段はその他分を示す。

表 1.1.6 平成17年度施設特別整備計画（A区分）の特別修繕及び合同庁舎特別整備の

緊急度 省庁名	継 続			A			B			C		
	件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%
国 会												
最高裁判所												
会計検査院												
内閣及び人事院				1	94,194	100.0						
内 閣 府				7	450,524	36.1	9	513,998	41.2			
総 務 省				10	3,027,105	91.7	11	248,319	7.5	1	27,290	0.8
法 務 省				79	2,919,256	48.6	78	3,024,610	50.3	2	64,564	1.1
外 務 省				1	80,000	100.0						
財 務 省				155	14,385,764	77.4	45	4,017,855	21.6	4	187,217	1.0
文部科学省												
厚生労働省				5	2,135,988	61.4	5	1,342,765	38.6			
農林水産省				39	3,117,491	66.3	18	1,587,193	33.7			
経済産業省												
国土交通省				67	4,435,559	75.4	20	1,443,563	24.6			
中央官庁及び合同庁舎												
環 境 省												
計				364	30,645,881	70.6	186	12,178,303	28.1	7	279,071	0.6

(注) 国土交通省下段は合同庁舎関係分(中央官庁を含む)上段はその他分を示す。



(単位 :千円)

C			D			E			評点外			合計		
件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%
									4	89,436	1.9	33	4,615,027	100.0
									4	6,159,752	49.1	14	12,552,342	100.0
												2	94,793	100.0
												7	1,002,830	100.0
									1	2,130,630	11.0	89	19,369,533	100.0
									60	1,655,000	34.1	75	4,856,239	100.0
									17	308,641	4.2	157	7,434,322	100.0
			1	402,710	4.2				8	131,901	1.4	155	9,526,764	100.0
												20	9,330,674	100.0
												27	2,503,268	100.0
			1	4,794	0.1				1	67,605	1.6	98	4,343,982	100.0
									3	1,231,610	39.8	10	3,092,649	100.0
									19	27,414	1.0	81	2,795,385	100.0
												13	13,885,071	100.0
												13	1,854,053	100.0
			2	407,504	0.4				117	11,801,989	12.1	794	97,256,932	100.0

緊急度別分類表

(単位 :千円)

D			評点外			合計		
件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%
						1	94,194	100.0
3	284,420	22.8				19	1,248,942	100.0
						22	3,302,714	100.0
						159	6,008,430	100.0
						1	80,000	100.0
1	2,331	0.0				205	18,593,167	100.0
						10	3,478,753	100.0
						57	4,704,684	100.0
						87	5,879,122	100.0
4	286,751	0.7				561	43,390,006	100.0

図1.1.4 施設整備計画(A区分)の特別修繕及び
合同庁舎特別整備の緊急度別分類

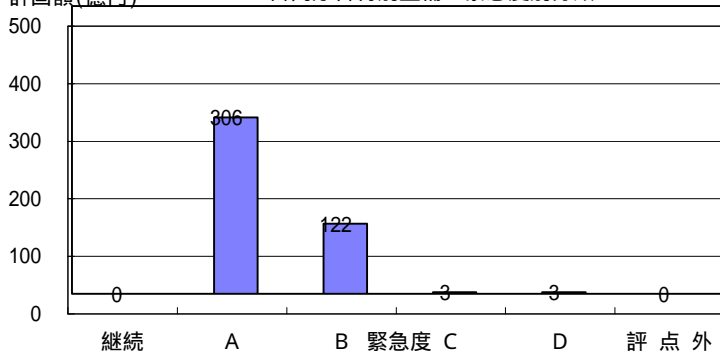


表 1. 1. 7 平成17年度施設整備計画の新嘗の緊急度別分類表

区分	緊急度 省庁名	継 続			特 A			A			B		
		件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%
A	国会	2	1,646,834	74.4	4	526,494	23.8						
	最高裁判所	7	5,097,873	79.7	3	1,294,717	20.3						
	会計検査院												
	内閣人事院												
	内閣府	18	6,011,237	67.7	9	1,550,363	17.5	4	1,316,731	14.8			
	総務省												
	法務省	4	729,106	22.8	8	2,444,890	76.4	3	27,243	0.9			
	外務省	6	4,272,338	88.9	11	442,130	9.2	2	30,462	0.6	1	59,246	1.2
	財務省	6	2,294,468	31.8	22	2,785,426	38.6	12	922,736	12.8	5	806,800	11.2
	文部科学省	2	8,349,280	91.0	1	821,408	9.0						
	厚生労働省	2	318,533	23.4	3	603,869	44.4	2	304,576	22.4	1	133,245	9.8
	農林水産省	2	552,240	29.8	5	518,930	28.0				2	716,556	38.6
	経済産業省												
	国土交通省	1	52,631	3.0	11	1,329,484	76.1	5	338,293	19.4			
	中央官庁及び合同庁舎	9	10,440,071	75.2	4	3,445,000	24.8						
環境省	1	622,114	42.9	3	637,125	43.9	4	191,764	13.2				
計	60	40,386,725	65.0	84	16,399,836	26.4	32	3,131,805	5.0	9	1,715,847	2.8	
B	国会												
	最高裁判所												
	会計検査院												
	内閣人事院												
	内閣府	137	98,437,483	98.1	39	423,859	0.4	24	298,286	0.3	3	26,570	0.0
	総務省												
	法務省	19	15,289,753	85.3	14	2,492,599	13.9	1	140,601	0.8			
	外務省												
	財務省												
	文部科学省												
	厚生労働省	9	7,212,302	61.9	2	205,291	1.8	7	831,146	7.1			
	農林水産省												
	経済産業省												
	国土交通省	24	7,379,878	57.7	14	1,604,397	12.5	22	3,709,098	29.0	1	98,006	0.8
	中央官庁及び合同庁舎				1	434,000	100.0						
環境省													
計	189	128,319,416	89.0	70	5,160,146	3.6	54	4,979,131	3.5	4	124,576	0.1	
合計	249	168,706,141	81.8	154	21,559,982	10.5	86	8,110,936	3.9	13	1,840,423	0.9	

(注) 国土交通省下段は合同庁舎関係分(中央官庁を含む)、上段はその他分を示す。

(単位 :千円)

C			D			E			評 点 外			合 計	
件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額
									1	40,167	1.8	7	2,213,495
												10	6,392,590
												31	8,878,331
												15	3,201,239
												20	4,804,176
			1	402,710	5.6							46	7,212,140
												3	9,170,688
												8	1,360,223
									1	67,605	3.6	10	1,855,331
									19	27,414	1.6	36	1,747,822
												13	13,885,071
												8	1,451,003
			1	402,710	0.6				21	135,186	0.2	207	62,172,109
3	74,399	0.1							12	1,043,708	1.0	218	100,304,305
												34	17,922,953
									17	3,398,294	29.2	35	11,647,033
									30	1,005,408	100.0	30	1,005,408
												61	12,791,379
												1	434,000
3	74,399	0.1							59	5,447,410	3.8	379	144,105,078
3	74,399	0.0	1	402,710	0.2				80	5,582,596	2.7	586	206,277,187

第2章 平成17年度各省各庁営繕計画書に対する意見の概要

平成17年度の各省各庁の営繕計画については、老朽化施設の増大に伴う施設整備需要への対応や、PFI、環境問題等の政策課題にも的確に対応し、計画的かつ適正な官庁施設の整備の推進を図る上で、次の対応を図ることが必要である。

1. 官庁施設整備上の留意事項

- (1) 施設整備にあたっては、より一層のコスト縮減を行う必要がある。また、工事コストの縮減だけでなく、規格等の見直しやライフサイクルコストの低減等を基本的視点とした総合的なコスト縮減を図るものとする。
- (2) 施設のバリアフリー化の推進、耐震性能の確保、環境負荷低減を図るものとする。
- (3) 適正な保全による修繕費の軽減、施設の長寿命化を促進し、官庁施設のライフサイクルコストの低減を図ることとする。

2. 新たな行政需要、地域社会に寄与する官庁施設整備

- (1) シビックコア地区又は一団地の官公庁施設としての計画条件が整っているものについては、積極的に推進を図る必要がある。
- (2) 中央官衙の整備については、中央合同庁舎第7号館のPFI手法による整備を引き続き推進する。
- (3) 合同庁舎の整備については、第3次以下の出先機関である税務署、法務局出張所等国民生活に密接な行政サービスを行う官署の集約・合同化等を進める必要がある。また、九段第3合同庁舎のPFI手法による整備を引き続き推進する。
- (4) 一般庁舎の整備については、新たな行政需要、機構改革、老朽及び狭あいの解消、施設の不備等に対応した整備の推進にあたり、緊急度が高いものから計画的に実施する必要がある。
- (5) PFI手法による官庁施設整備については、施設整備の緊急度、将来の財政負担の見通し等を勘案しながら、導入可能性について検討することが必要である。

3. 既存ストックの有効活用

- (1) 既存ストックの有効活用にあたり、施設寿命を延伸するとともに所要の性能を発揮させるための改修については、緊急度の高いものから計画的に推進する必要がある。
- (2) 官庁施設のバリアフリー化については、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、エレベーターの設置等の整備を積極的に推進する必要がある。
- (3) 安全・安心の確保に資する防災拠点施設整備については、災害時に地域の防災拠点

となる施設等について、耐震性能確保のため耐震改修等の整備を積極的に推進する必要がある。

- (4) 環境負荷低減に配慮し、グリーン庁舎（環境配慮型官庁施設）の整備及び既存官庁施設のグリーン改修を推進する必要がある。

第3章 平成16年度実施施設整備の現況等調査結果の概要

平成17年度各省各庁営繕計画書に関する意見書の作成に当たり、その基礎資料とするため、平成16年度各省各庁営繕計画書に関する意見書に基づき、意見書に掲載された事項の実施状況について調査を行った。

この調査の集計結果は以下のとおりであるが、平成16年度の各省各庁の営繕計画は、概ね意見書の緊急度に基づいて実施されている。

表1.3.1 平成16年度各省各庁の営繕計画の緊急度別実施状況（金額比較）

緊急度		A区分		B区分	
		実施額（百万円）	実施率（％）	実施額（百万円）	実施率（％）
意見書記載	継続	44,444	84.4	134,271	97.3
	特A	2,698	47.2	1,103	99.4
	A	10,820	65.3	14,665	66.1
	B	0	0.0	53	83.9
	C,D,E	0	0.0	0	0.0
	評点外	10,125	106.1	2,533	81.4
小計		68,087	79.8	152,625	92.8
追加分		4,177		6,469	
合計		72,264		159,094	

（注1）実施額は、平成16年度各省各庁営繕計画書に関する意見書に掲載された事項について、平成16年度当初予算で予算化されたもの。

（注2）実施率は、平成16年度各省各庁営繕計画書に関する意見書において集計された額を100として算出した。

（注3）評点外は、小規模な改修等を一括計上したものである。

（注4）追加分は、平成16年度営繕計画書とりまとめ以後に追加計上されたものである。

（注5）上記表には、施設特別整備、不動産購入は含まない。

表 1 . 3 . 2 平成 1 6 年度各省各庁の営繕計画の緊急度別実施状況（件数比較）

緊急度		A 区分		B 区分	
		実施件数	実施率（％）	実施件数	実施率（％）
意見 書 記 載	継 続	7 8	9 7 . 5	2 4 7	9 6 . 5
	特 A	1 6	4 8 . 5	1 4	9 3 . 3
	A	2 8 6	7 5 . 7	2 6 8	6 6 . 7
	B	0	0 . 0	1	1 0 0 . 0
	C,D,E	0	0 . 0	0	0 . 0
	評点外				
小 計		3 8 0	7 6 . 0	5 3 0	7 8 . 6
追加分		6 9		8 8	
合 計		4 4 9		6 1 8	

（注 1）実施件数は、平成 1 6 年度各省各庁営繕計画書に関する意見書に掲載された事項について、平成 1 6 年度当初予算で予算化されたもの。

（注 2）実施率は、平成 1 6 年度各省各庁営繕計画書に関する意見書において集計された件数を 1 0 0 として算出した。

（注 3）評点外は、件数が不明のものが多いため集計から除外した。

（注 4）追加分は、平成 1 6 年度営繕計画書とりまとめ以後に追加計上されたものである。

（注 5）上記表には、施設特別整備、不動産購入は含まない。

第 2 部

平成 1 7 年度各省各庁営繕計画書 に対する個別意見

国会

1．個別意見

[衆議院]

国会議事堂本館について、経年による老朽、議会機能の増大及び複雑化に対処するため、計画的な整備が必要である。その他の施設については、経年による老朽、施設の不備等への対応のため計画的な整備が必要である。

P F I方式による赤坂議員宿舎の整備については、引き続き推進する必要がある。

新議員会館の整備について、P F I方式による施設整備が計画されているが、将来の財政負担の見通し、適正な整備水準等を勘案し、検討を進めることが必要である。

[参議院]

国会議事堂本館について、経年による老朽、議会機能の増大及び複雑化に対処するため、計画的な整備が必要である。

その他の施設については、経年による老朽、施設の不備等への対応のため計画的な整備が必要である。

新議員会館の整備について、P F I方式による施設整備が計画されているが、将来の財政負担の見通し、適正な整備水準等を勘案し、検討を進めることが必要である。

[国立国会図書館]

東京本館について、経年による老朽への対応のため施設の改修を引き続き計画的に実施する必要がある。

関西館の不動産購入については、引き続き計画的に実施する必要がある。

2．平成16年度施設整備の現況等調査の分析結果

[衆議院]

緊急度Aについて実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が20件実施された。

[参議院]

緊急度Aについて実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が4件実施された。

[国立国会図書館]

緊急度 A について高い割合で実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が 1 件実施された。

最高裁判所

1．個別意見

裁判所の施設としては、最高裁判所庁舎、司法研修所、書記官研修所・家庭裁判所調査官研修所等の研修施設（9施設）、高等裁判所（9施設）、地方裁判所（42施設）、家庭裁判所（20施設）、地方・家庭裁判所支部（203施設）、簡易裁判所（185施設）の計469施設のうち、コンクリートブロック造庁舎の老朽の著しい施設や事件数及び職員数の増加に伴う狭あい、施設の不備の著しい施設等、未整備庁舎が119施設あり、執務環境の改善を図るため、計画的かつ早急な整備が必要である。

また、PFI方式による東京簡裁墨田分室庁舎の整備については、引き続き推進する必要がある。

2．平成16年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度特Aについて非常に高い割合で実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が1件実施された。

会計検査院

1．個別意見

経年による老朽への対応のため、計画的な整備が必要である。

2．平成16年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度Aについて実施された。

内閣及び人事院

1. 個別意見

[内閣]

情報収集衛星地上施設に係る所要の整備について、計画的かつ早急な実施が必要である。

[人事院]

経年による老朽の著しい施設について、計画的な整備が必要である。

2. 平成16年度施設整備の現況等調査の分析結果

[内閣]

緊急度Aについて非常に高い割合で実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が2件実施された。

[人事院]

意見書に掲載された事案は実施されなかった。

内閣府

1. 個別意見

[内閣本府]

内閣総理大臣新官邸については、昭和62年の閣議了解に基づき、引き続き計画的かつ早急な整備が必要である。

東京湾臨海部基幹的広域防災拠点については、計画的かつ早急な整備が必要である。

迎賓館については、建設後95年、昭和49年の大改修後30年が経過しており、経年による老朽が著しいため、計画的な整備が必要である。

本府庁舎の整備について、PFI方式による施設整備が計画されているが、将来の財政負担の見通し等を勘案し、検討を進めることが必要である。

[宮内庁]

皇居には、宮殿、宮内庁庁舎等がある。赤坂御用地には、東宮御所及び皇族の住居等があり、他御用地に皇族の住居がある。別地に、那須御用邸と御料牧場（栃木県）、須崎御用邸（静岡県）、葉山御用邸（神奈川県）があり、近畿地方に京都御所、桂離宮、修学院離宮及び正倉院がある。なお、昭和天皇始め歴代天皇の陵墓は1都2府30県（総数896：458ヶ所）に散在している。歴史のある施設が多く、経年による老朽の進んでいる施設等について、改修等による計画的な整備が必要である。

[警察庁]

警察学校（63校）、警察機動隊（63隊）等については、昭和40年代に整備された施設が多く、経年による老朽・狭あいや施設の不備への対応のため、計画的な整備が必要である。

PFI方式による富山県警察学校の整備については、引き続き推進する必要がある。鹿児島県警察学校の整備について、PFI方式による施設整備が計画されているが、将来の財政負担の見通し等を勘案し、検討を進めることが必要である。

[防衛庁]

戦前に建設された施設が全体の9.3%を占める等、経年による老朽を生じている施設が多く、施設の不備の解消とあわせて、防衛施設が常に安定的に使用できるよう計画的な整備が必要である。

[防衛施設庁]

防衛施設庁は全国27都道府県（46施設）であり、経年による老朽、施設の不備等への対応のため、計画的な整備が必要である。

2．平成16年度施設整備の現況等調査の分析結果

[内閣本府]

緊急度Aについて非常に高い割合で実施された。

[宮内庁]

緊急度特A及びAについて高い割合で実施された。

[警察庁]

緊急度特A及びAについて実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が4件実施された。

[防衛庁]

緊急度Aについて非常に高い割合で実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が4件実施された。

[防衛施設庁]

緊急度Aについて実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が2件実施された。

総務省

1．個別意見

[人事・恩給局]

経年による老朽を考慮し、計画的な整備が必要である。

[統計局]

総務省第二庁舎に関し、耐震改修及び経年による老朽の著しい部分について計画的かつ早急な整備が必要である。

[地方支分部局]

経年による老朽の著しい施設について、計画的な整備が必要である。

2．平成16年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度Aについて実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が4件実施された。

法務省

1. 個別意見

[法務本省等]

経年による老朽、施設の不備等の著しい施設等について、計画的な整備が必要である。

[検察庁]

経年による老朽の著しい施設等について、計画的な整備が必要である。

[公安調査庁]

経年による老朽が進んでいる法務総合庁舎に入居している事務所等について、計画的な整備が必要である。

[施設等機関]

(矯正施設)

過剰収容状態の解消は、早急に行う必要がある。また、明治、大正及び昭和初期に建設された施設が存在する等、経年による老朽及び施設の不備による管理運営上の問題等への対応のため、計画的かつ早急な整備が必要である。

[地方支分部局]

(法務局)

経年による老朽の解消、登記事務処理のコンピューター化及びブックレスシステム導入のため、平成7年7月の民事行政審議会答申に基づく施設の適正配置との整合性を図りつつ、計画的な施設整備が必要である。

(地方更生保護委員会・保護観察所)

経年による老朽が進んでいる法務総合庁舎に入居している事務所等について、計画的な整備が必要である。

P F I方式による苫小牧法務総合庁舎の整備については、引き続き推進する必要がある。また、美祢社会復帰促進センターの整備について、P F I方式による施設整備が計画されているが、将来の財政負担の見通し等を勘案し、検討を進めることが必要である。

2 . 平成 1 6 年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度特A、A及びBについて実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が2件実施され、それらは平成15年度補正計上分であった。

外務省

1．個別意見

[外務本省等]

本省庁舎は、経年による老朽及び施設の不備の解消のため、改修による計画的な整備を引き続き実施する必要がある。

その他の施設については、経年による老朽等の対応のため、改修による計画的な整備が必要である。

[在外公館]

在外公館については、セキュリティ対策等の施設の不備、狭あい等への対応のため、適正な整備水準に配慮し、計画的な施設整備を行う必要がある。公共工事コスト縮減の趣旨に鑑み、コスト縮減に努めることが必要である。

P F I方式によるエジプト大使館大使館事務所の整備については、引き続き推進する必要がある。

2．平成16年度施設整備の現況等調査の分析結果

[外務本省等]

緊急度Aについて実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が7件実施された。

財務省

1．個別意見

[財務本省及び施設等機関等]

経年による老朽の進んでいる施設等について、改修等による計画的な整備が必要である。

[地方支分部局]

財務局、財務事務所等の庁舎については、合同庁舎等の建設によりおおむね整備されてきたが、全国63施設のうち、約半数で経年による老朽が進んでおり、改修等による計画的な整備が必要である。

税関、税関支署等の庁舎については、施設の立地条件から老朽の進んでいる施設が多く、改修等による計画的な整備が必要である。また、新たな行政需要への対応、業務量の増加に伴う狭あい、業務形態の変化に伴う施設の不備への対応のため、計画的な整備が必要である。

[国税庁]

国税局庁舎については、合同庁舎等の建設によりおおむね整備されているが、税務署庁舎については、全国524署のうち、建築後40年以上を経過したものが50署あり、経年による老朽、業務量の増大に伴う狭あい、IT化への対応等により業務に支障を来している施設が増加していることから、合同庁舎整備計画と整合を図りつつ、計画的な整備が必要である。

[公務員宿舎]

本来であれば、平成17年度要求事案に関する営繕計画書が提出されるべきものであるが、事案が確定していないため、平成16年度に実施する施設について営繕計画書が提出された。平成17年度事案については確定次第、意見を述べることとしている。

経年による老朽が進んでいるもの、集約立体化を進めるものについて、計画的な整備が必要である。

PFI方式による宿舎の整備（5事案）については引き続き推進する必要がある。

2．平成16年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度特A及びAについて実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が3件実施されたが、これは宿舍の建設に係るPFI事案であった。

文部科学省

1．個別意見

[文部科学本省]

ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設については、計画的な整備が必要である。

[施設等機関]

経年による老朽、施設の不備への対応のため、計画的な整備が必要である。

P F I方式による国立教育政策研究所（中央合同庁舎第7号館）の整備については、引き続き推進する必要がある。

[文化庁]

独立行政法人に追加現物出資を行う施設については、引き続き整備を実施する必要がある。

また、経年による老朽、狭あい及び施設の不備への対応のため、計画的な整備が必要である。

2．平成16年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度Aについて実施された。なお、営繕計画書に掲載されなかった事案が9件実施された。

厚生労働省

1. 個別意見

[厚生労働本省]

合同庁舎の整備等によりおおむね整備されているが、経年による老朽の進んでいる施設があり、計画的な整備が必要である。

ハンセン病資料館については、計画的かつ早急な整備が必要である。

緊急度判定が「留保」となっているものについては、判定に必要な資料が不足しているものであり、今後、資料が調った上で判定を行うこととしている。

[施設等機関]

試験研究機関については、経年による老朽の解消及び施設の不備に対応するため、計画的な施設整備が必要である。

国立保健医療科学院については、引き続き計画的な整備が必要である。

検疫所については、経年による老朽及び業務の変化に伴う施設の不備により業務に支障を来している施設の整備が必要である。

更正援護機関については、経年による老朽、施設の不備等により、施設サービス、運営に支障を来していることから、計画的な施設整備が必要である。

[地方支分部局]

公共工事コスト縮減の観点より、コスト縮減を図ることが必要である。

都道府県労働局については、経年による老朽及び狭あいにより、業務の効率性、利用者の利便に支障を来している施設に関し、合同庁舎整備計画との整合を図りつつ、計画的な整備が必要である。

労働基準監督署については、全国343施設のうち、昭和40年以前の建設が12施設、昭和41年から50年までに104施設が整備され、経年による老朽等により業務に支障を来している施設が増加していることから、合同庁舎整備計画との整合を図りつつ、計画的な整備が必要である。

公共職業安定所については、全国610施設のうち、昭和40年以前の建設が24施設、昭和41年から50年までに136施設が整備され、経年による老朽、狭あい等により、業務に支障を来している施設が増加していることから、計画的な整備が必要である。

[労災介護施設]

経年による老朽の解消を図るため、計画的な整備が必要である。

[職業能力開発校]

経年による老朽の解消、施設の不備等に対応するため、計画的な整備が必要である。

[社会保険庁]

緊急度判定が「留保」となっているものについては、判定に必要な資料が不足しているものであり、今後、資料が調った上で判定を行うこととしている。

[国立高度専門医療センター]

緊急度判定が「留保」となっているものについては、判定に必要な資料が不足しているものであり、今後、資料が調った上で判定を行うこととしている。

2 . 平成 16 年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度特 A、A 及び B について実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が 2 件実施された。

農林水産省

1．個別意見

国有林野事業特別会計及び国営土地改良事業特別会計については、「官公庁施設の建設等に関する法律」（昭和26年 法律第181号）第9条第2項に定められた当該建築物及びその附属施設の位置、規模、構造、工期及び工事費の内容が不明であった。法律に基づく営繕計画書の提出が必要である。

[農林水産本省等]

経年による老朽の進んでいる施設について、計画的な整備が必要である。

[施設等機関]

経年による老朽の著しい施設等について、計画的な整備が必要である。

[特別の機関]

筑波研究学園都市の施設については、経年による老朽化等に対して機能を維持するために、計画的な整備が必要である。

[地方支分部局]

経年による老朽、施設の不備等により業務に支障を来している施設が多く、計画的な整備が必要である。特に、統計・情報センターについては、全国266施設のうち、単独庁舎の約73%にあたる132施設が昭和30年代から40年代にかけて整備され、経年による老朽等により業務に支障をきたしている施設が増加していることから、合同庁舎整備計画、統廃合計画との整合を図りつつ、改修等による計画的な整備が必要である。

[総合食糧局]

農政事務所等の庁舎について、経年による老朽により、業務に支障を来しているものがあり、計画的な整備が必要である。

2．平成16年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度特A、A及びBについて実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が

8件実施された。

経済産業省

1．個別意見

[経済産業本省等]

経済産業省総合庁舎別館については耐震改修の計画的かつ早急な実施が必要である。経年による老朽の進んでいる施設については、計画的な整備が必要である。

2005年日本国際博覧会「愛・地球博」政府出展パビリオンについては、博覧会終了後における解体、撤去等を適切に行う必要がある。

[施設等機関]

経年による老朽の進んでいる施設等について、計画的な整備が必要である。

[地方支分部局]

経年による老朽の進んでいる施設等について、計画的な整備が必要である。

[特許庁]

経年による老朽が進んでおり、計画的な整備が必要である。

2．平成16年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度Aについて実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が5件実施された。

国土交通省

1. 個別意見

[国土交通本省]

経年による老朽の進んでいる施設について、計画的な整備が必要である。

[施設等機関]

研究施設は経年による老朽及び施設の不備等に対応するため、計画的かつ早急な整備が必要である。特に筑波研究学園都市の施設については、経年による老朽化に対して機能を維持するために、計画的な整備が必要である。

[地方支分部局]

合同庁舎等の建設によりおおむね整備されたが、経年による老朽及び施設の分散により、業務の効率性、利用者の利便に支障を来している施設があるため、合同庁舎整備計画と整合を図りつつ、計画的な整備が必要である。

国営東京臨海広域防災公園本部棟については、計画的かつ早急な整備が必要である。

P F I方式による東京国道事務所（九段第3合同庁舎）の整備を引き続き推進する必要がある。

[河川・道路・港湾・航空局]

経年による老朽、施設の不備等が著しい施設について、計画的な整備が必要である。

また、航空保安大学の整備について、P F I方式による施設整備が計画されているが、将来の財政負担の見通し等を勘案し、検討を進めることが必要である。

[自動車交通局]

施設の不備により、業務に支障を来しているものについて、計画的な整備が必要である。検査部門の独立行政法人に追加現物出資を行う施設については、引き続き計画的な整備を実施する必要がある。

[海上保安庁]

合同庁舎の建設に伴い整備は進んでいるが、旧軍施設及び借用施設を含め、狭あい、施設の不備、老朽により業務に支障を来している施設が多く、計画的な整備が必要である。

[気象庁]

気象官署は、山岳、離島等、施設の耐久性上、悪条件下に立地する施設が多く、また、全国161施設のうち、戦前の建物を含め、昭和40年度までに53施設、以後、昭和50年度までに35施設が整備され、経年による老朽及び施設の不備等により業務に支障を来している施設が増加していることから、合同庁舎整備計画とも調整を図りつつ、計画的な整備が必要である。

2 . 平成16年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度特A、Aについて実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が23件実施された。

環境省

1．個別意見

自然公園等事業における営繕事業については、「官公庁施設の建設等に関する法律」（昭和26年法律第181号）第9条に基づく営繕計画書の提出が必要である。

[環境本省]

国民公園等、自然保護事務所等の施設について、経年による老朽の解消及び新たな行政需要等に対応するため、計画的な整備が必要である。

2．平成16年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度Aについて非常に高い割合で実施された。なお、意見書に掲載されなかった事例が1件実施された。